第2次香取市環境基本計画

~ 豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまる 香収 ~

2019年3月



ごあいさつ

香取市では、平成21年3月に、環境施策を総合的且つ計画的に推進するため、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする香取市環境基本計画を策定し、「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」の実現を目指して、様々な環境保全のための施策に取り組んでまいりました。



この間、地球温暖化による異常気象や災害の発生、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効など、香取市はもとより我が国を取り巻く環境は大きく変化しました。

今回策定した第2次香取市環境基本計画では、根幹となる目標とする環境像は踏襲しつつ、社会情勢の変化を踏まえるとともに、重点施策の見直しや基本方針・個別施策の統合整理などを行い、より実効性ある内容としました。

今後は、この強化した「香取市環境基本計画」を市民、事業者の皆さまとともに推進 し、よりよい香取市の実現を目指したいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民、事業者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

平成31年3月



目 次

1 計画策定の背景	第	1章	計画の基本的事項	1
3 計画の期間		1	計画策定の背景	2
4 計画の範囲 4 5 計画の位置づけ 5 6 計画の推進主体 6 7 計画の構成 7 第2章 計画策定の方向性 9 1 環境をめぐる状況の変化 10 2 計画策定に当たっての課題と対応 19 第3章 目標とする環境像 25 1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I ケーシャを全社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 人 で表社会の実現 38 基本目標 I 人 で表社会の実現 38 基本目標 I 人 で表社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 66 プログラム 66		2	計画の目的	3
5 計画の位置づけ		3	計画の期間	3
6 計画の推進主体		4	計画の範囲	4
7 計画の構成		5	計画の位置づけ	5
第2章 計画策定の方向性91 環境をめぐる状況の変化102 計画策定に当たっての課題と対応19第3章 目標とする環境像251 目標とする環境像262 基本目標27第4章 環境施策311 環境施策の体系322 環境施策34基本目標 I 循環型社会の実現34基本目標 II 安心・安全社会の実現38基本目標 II 自然共生社会の実現38基本目標 IV 低炭素社会の実現50基本目標 IV 環境保全活動の拡大58第5章 かとり協働プログラム631 かとり協働プログラムの目的642 かとり協働プログラムの目的642 かとり協働プログラム66プログラム 1 香取の生きもの調査66プログラム 2 小中学校への環境出前授業68		6	計画の推進主体	6
1 環境をめぐる状況の変化 10 2 計画策定に当たっての課題と対応 19 第3章 目標とする環境像 25 1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム1 香取の生きもの調査 66 プログラム2 小中学校への環境出前授業 68		7	計画の構成	7
1 環境をめぐる状況の変化 10 2 計画策定に当たっての課題と対応 19 第3章 目標とする環境像 25 1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム1 香取の生きもの調査 66 プログラム2 小中学校への環境出前授業 68				
2 計画策定に当たっての課題と対応 19 第3章 目標とする環境像 25 1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I循環型社会の実現 34 基本目標 I変心・安全社会の実現 38 基本目標 I自然共生社会の実現 38 基本目標 I自然共生社会の実現 38 基本目標 V環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム1 香取の生きもの調査 66 プログラム2 小中学校への環境出前授業 68	第	2章		
第3章 目標とする環境像 25 1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 安心・安全社会の実現 38 基本目標 II 自然共生社会の実現 44 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68		1		
1 目標とする環境像 26 2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 毎次・安全社会の実現 38 基本目標Ⅲ 自然共生社会の実現 44 基本目標Ⅳ 低炭素社会の実現 50 基本目標Ⅳ 低炭素社会の実現 50 基本目標Ⅳ 低炭素社会の実現 63 1 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラム 66 プログラム1 香取の生きもの調査 66 プログラム2 小中学校への環境出前授業 68		2	計画策定に当たっての課題と対応	19
2 基本目標 27 第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 安心・安全社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 44 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 IV 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 1 小中学校への環境出前授業 68	第	3章	目標とする環境像	25
第4章 環境施策 31 1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 II 安心・安全社会の実現 38 基本目標 II 自然共生社会の実現 44 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68		1	目標とする環境像	26
1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 安心・安全社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 44 基本目標 I 自然共生社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68		2	基本目標	27
1 環境施策の体系 32 2 環境施策 34 基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 I 安心・安全社会の実現 38 基本目標 I 自然共生社会の実現 44 基本目標 I 自然共生社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68	筆	4章	環境施第	31
2 環境施策	-15			
基本目標 I 循環型社会の実現 34 基本目標 II 安心・安全社会の実現 44 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68		2		
基本目標 II 安心・安全社会の実現 38 基本目標 II 自然共生社会の実現 44 基本目標 IV 低炭素社会の実現 50 基本目標 V 環境保全活動の拡大 58 第5章 かとり協働プログラム 63 1 かとり協働プログラムの目的 64 2 かとり協働プログラム 66 プログラム 1 香取の生きもの調査 66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業 68		- 基本		
基本目標Ⅲ 自然共生社会の実現		一· 基本		
基本目標IV 低炭素社会の実現50基本目標 V 環境保全活動の拡大58第5章 かとり協働プログラム631 かとり協働プログラムの目的642 かとり協働プログラム66プログラム 1 香取の生きもの調査66プログラム 2 小中学校への環境出前授業68				
基本目標 V 環境保全活動の拡大58第5章 かとり協働プログラム631 かとり協働プログラムの目的642 かとり協働プログラム66プログラム 1 香取の生きもの調査66プログラム 2 小中学校への環境出前授業68		基本		
1 かとり協働プログラムの目的				
1 かとり協働プログラムの目的	笋	5 音	・ かとり控働プログラム	63
2 かとり協働プログラム	ЯJ	_		
プログラム 1 香取の生きもの調査66 プログラム 2 小中学校への環境出前授業68				
プログラム 2 小中学校への環境出前授業68				
			· ·	
- ブロクラム3 ごみ減量ブロジェクトの展盟 70		プロ	1/	68
プログラム 4 COOL CHOICE 運動の展開72			」グラム 2 小中子校への境境面前投業	

第6章	・計画の進行管理	75
1	計画の推進体制	76
2	計画の進行管理	78
参考資	灣	79
	香取市環境基本条例	
	香取市環境審議会委員名簿	
	諮問	
4	答申	88
5	策定経過	
6	前計画の検証	90
7	達成目標の指標一覧	96
8	用語解説	98

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の香り高く、人と自然が 共生するまちづくりを実現するため、香取市環境基本条例を 2006 年 3 月に施行しました。

香取市環境基本条例第9条の規定に基づき、同条例第3条に定められた基本理念を実現することを目指し、環境を保全し、創造していくための市の基本的な方向を示すことを目的として、2009年3月に香取市環境基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、環境政策を推進してきました。その後、計画の中間年度にあたる5年目の2014年3月に中間見直しを実施しました。

中間見直しから5年を迎え、前計画の計画期間が2018年度をもって終了すること、前計画の策定後に市だけでなく市を取り巻く国及び県の環境政策の変更、経済・社会の状況の変化に対応するため、「第2次香取市環境基本計画」を策定しました。

香取市環境基本条例の基本理念(香取市環境基本条例第3条)

- 1 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の目的

「第2次香取市環境基本計画」(以下「本計画」という。)は、香取市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する施策を示すとともに、市民^{※1}、事業者及び市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

また、東日本大震災以降の社会環境の変化やパリ協定の発効、生物多様性の保全、気候変動への適応などの新たな環境課題に対応した計画とします。

3 計画の期間

本計画は、2019年度を初年度とし、10年後の2028年度を目標年度とします。

本市を取り巻く環境・経済・社会の変化や計画の進捗状況などにより、見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

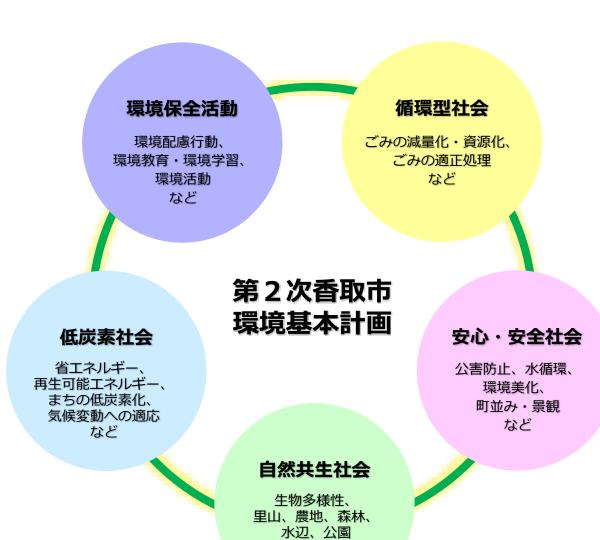


※1 市民には市民団体を含む。

4 計画の範囲

本計画が対象とする分野は、循環型社会、安心・安全社会、自然共生社会、低炭素社会、 環境保全活動の5分野とします。

対象とする地域は香取市全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。



など

5 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「第2次香取市総合計画」に掲げる将来都市像「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ~人が輝き 人が集うまち~」を環境面から実現し、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格をあわせ持ちます。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した計画とします。

第2次香取市環境基本計画の位置づけ

第2次香取市総合計画 環境分野 の実現 環境基本法、地球温暖化対 準拠 策の推進に関する法律、気 香取市の環境分野の 候変動適応法、生物多様性 最上位の計画 基本法などの国の関連法 令、県の条例 取 基本理念 市 の実現 第2次香取市環境基本計画 環 国:環境基本計画、地球温 境 暖化対策計画、気候変 配慮 動適応計画、生物多様 性国家戦略など 県:千葉県環境基本計画 香取市地球温暖化対策実行計画 [改訂版]、千葉県地球 (区域施策編) 温暖化対策実行計画 (区域施策編)、生物多 様性ちば県戦略 など 整合 香取市の個別計画 ●香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ●香取市都市計画マスタープラン ●一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書(改定) ●市民協働指針 など

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者及び市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

市民

- ■日常生活において、環境負荷の 低減に配慮し、公害の防止や自 然環境の保全に努めます。
- ■地域の環境保全活動へ積極的に 参加するよう努めます。

事業者

- ■事業活動で生じる公害の防止、 自然環境の保全のために必要な 措置を講じます。
- ■製品などが廃棄物となった場合 に適正な処理に努めます。
- ■環境に配慮した原材料等の利用 に努めます。
- ■事業活動による環境負荷の低減 や環境保全に努めるとともに、 市が実施する環境保全施策に協 力します。

協働

■環境の保全に関する施策を策 定し、実施します。

市

7 計画の構成

本計画は、第1章から第6章までで構成し、第1章に計画の基本的事項、第2章に計画 策定の方向性、第3章に目標とする環境像、第4章に目標とする環境像の実現に向けた施 策、第5章にかとり協働プログラム、第6章に計画の進行管理について示します。

計画の構成

第1章	計画の基本的事項	計画の目的、期間、推進主体など の基本事項	
第2章	計画策定の方向性	環境をめぐる状況の変化、計画策 定に当たっての課題と対応	
第3章	目標とする環境像	目標とする環境像、基本目標	
第4章	環境施策	目標とする環境像達成のための環境施策、主体別の取組	
公下辛	かとり協働プログラム	協働により推進する施策	
第5章	がとう励動ノロノノム		



水郷佐原あやめパーク



市民レガッタ



山倉の鮭祭り



栗源のふるさといも祭り

第2章 計画策定の方向性

1 環境をめぐる状況の変化

前計画の計画期間内における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

1-1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下「2030 アジェンダ」という。) は、2001 年に策定された「ミレニアム開発目標」(Millennium Development Goals:以下「MDGs」という。) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際開発目標です。

国際社会は、MDGs を開発分野の羅針盤として、15 年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:以下「SDGs」という。)を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、環境・経済・社会をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むことを誓っています。

我が国では、2016 年 12 月に策定された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において8つの優先課題と具体的施策を掲げ、環境に関わりの深い優先課題として「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が示されています。

SDGs は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけるものですが、SDGs の達成のためには、国家レベルだけでなく、市民、事業者及び市などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

そのため、本市の環境施策の推進においても、SDGs の達成と深い関わりがあることを 認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。

持続可能な開発目標(SDGs)における 17 の目標



目標1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の 貧困を終わらせる。



2 %***

目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障 及び栄養の改善を実現し、 持続可能な農業を促進する。



目標10 [不平等]

国内及び各国家間の 不平等を是正する。



目標3「保健]

あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で 持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標4[教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する。



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する。



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、 すべての女性及び女児の能力強化を行なう。



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための 緊急対策を講じる。



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と 持続可能な管理を確保する。



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する。



目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる 持続可能な近代的なエネルギーへの アクセスを確保する。



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持統可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに 土地の劣化の阻止・回復 及び生物多様性の損失を阻止する。



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な 社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて 効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靭(レジリエント)なインフラ構築、 包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る。



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する。

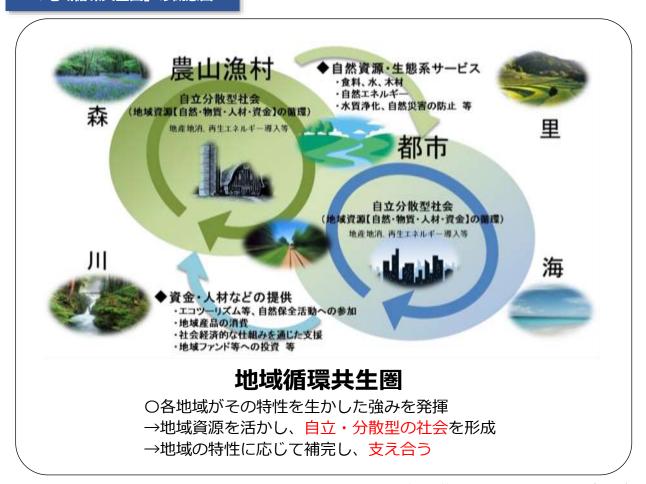
資料:持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組(外務省)

1-2 「第五次環境基本計画」

2018 年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材など を活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し 支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の概念図



資料:第五次環境基本計画の概要(環境省)

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

そのため、本市においても「地域循環共生圏」の創造を念頭におきながら、環境施策が 経済・社会といった複数の異なる課題の解決に寄与するよう、相互に連関し合う横断的な 枠組みを構築していくことが求められています。 また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を 実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さ らに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が 示されています。

本計画においては、これらの国の方針を踏まえながら、持続可能な社会の構築に寄与する取組を進めていくことが求められています。

6つの重点戦略と重点戦略を支える環境政策

6つの重点戦略



重点戦略を支える環境政策

環境政策の根幹となる環境保全の取組は、揺るぎなく着実に推進

○気候変動対策

パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策計画に掲げられた各種施策等を実施 気候変動の影響への適応計画に掲げられた各種施策を実施



フロンガス回収 (環境省HPより)

○循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画に掲げられた各種施策を実施



棄物分別作業 環境省HPより)

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2012-2020に掲げられた各種施策を実施



絶滅危惧種 イタセンパラ)

○環境リスクの管理

水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策



水環境保全 境省HPより)

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究·技術開発、環境教育·環境学習、環境情報等



○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応 中間や競技の政権等。 県澤田難区域における特定復興車 生拠点の政備

中間貯蔵施設の整備等、帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備、 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策、資源循環を通じた被災地の復興、 災害廃棄物の処理、被災地の環境保全対策等 等



資料:第五次環境基本計画の概要(環境省)

1-3 低炭素社会の形成

■ パリ協定と地球温暖化対策計画

2015 年 12 月には、パリで開催された COP21^{※1}において、2020 年以降の温暖化対策の国際枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016 年 11 月に発効しました。「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2 ℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などが目標として定められました。

「パリ協定」は、歴史上初めて先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、温室効果 ガス削減に向けて各国が自国の目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなど を規定した公平かつ実効的な枠組みとなっています。

国は、「パリ協定」を受けて、「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減(2005 年度比 25.4%減)」とする温室効果ガスの削減目標を立て、その実現を目指し、2016 年 5 月に地球温暖化対策に関する総合的な計画である「地球温暖化対策計画」を策定しました。

また、2018年7月に策定された国の「第5次エネルギー基本計画」では、2030年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーは 22~24%とする電源構成(エネルギーミックス)目標の確実な実現を目指すとしています。

これらの国の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、引き続き、「再生可能エネルギーの利用促進」「徹底した省エネルギーの推進」「低炭素型のまちづくりの推進」などの取組を進めていく必要があります。

■再生可能エネルギーの導入拡大

2014 年7月に開始された「固定価格買取制度」を契機に、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの利用が急速に普及しており、機器についても技術革新によりエネルギー変換効率の向上や設置コストの低減などが進んでいます。

再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の抑制に加え、災害時における自立 分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上 でも、より一層の導入拡大が求められています。

※1 COP21:国連気候変動枠組条約第21回締約国会議。COPは締約国会議(Conference of the Parties)を意味する。

■設備・機器の更新や建物の省エネルギー化の促進

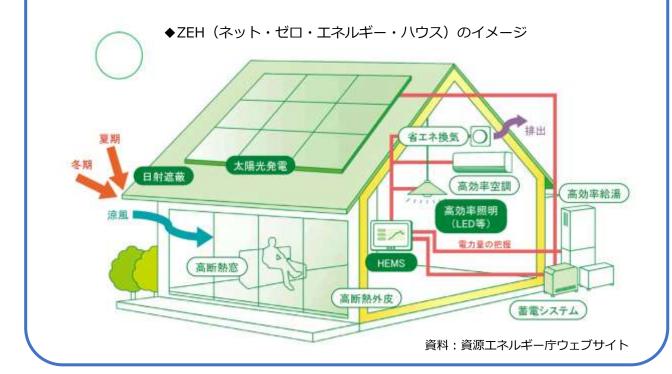
東日本大震災の発生後、市民や事業者の省エネルギーに対する行動は大きく変化し、節電などの取組は、「努力の対象」から「日常的な習慣」へと移行、定着しつつあります。

このような背景を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に当たっては、これまで行われてきた節電などのソフト面の実践に加え、生活家電をはじめ、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入、スマートメーターと IoT 技術^{※1}の活用による効率のよい運用制御、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)といったハード面の取組の普及・啓発を行っていく必要があります。

コラム: ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)とは?

ZEH(ゼッチ)とは、Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ゼブ)は、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を保ちながら、建物の高断熱化と高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、年間で消費する建物のエネルギー収支が概ねプラスマイナスゼロとなる建物のことです。

ZEH、ZEBは、光熱費削減等の効果のほか、高断熱化による快適性・健康性の向上や、災害時でもエネルギー的に自立した建物として注目されています。



※1 IoT技術:エアコンや照明などの家電機器や設備機器を、電気・ガス・水道の各種メーターと無線通信機能などにより接続することによって、各機器の稼動状況などを把握・管理する仕組み。

■低炭素型のまちづくりへの対応

温室効果ガス排出量の削減対策として、市民や事業者による自主的な省エネルギー行動の実践は不可欠ですが、「地球温暖化対策計画」の達成のためには、さらなる削減対策を 実施していく必要があります。

そのため、省工ネ建築物への更新やコンパクトな市街地への再編など、まち自体が温室効果ガスを排出しにくい低炭素型のまちへと転換を図っていく必要があります。

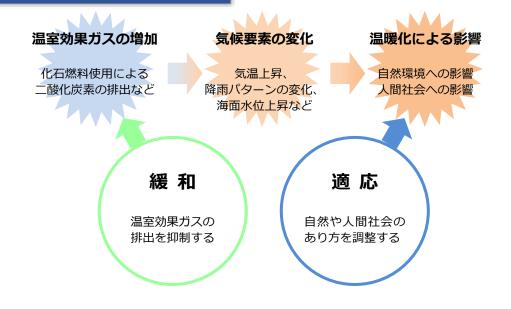
■気候変動への適応策の推進

IPCC*1第5次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと、湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。こうした、地球温暖化の影響と考えられる局地的大雨の増加や熱中症による搬送者数の増加など、温暖化の影響と考えられる現象が既に生じています。

このような現象に対し、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策」に積極的に取り組む必要があることから、2018年6月に気候変動適応法が成立しました。

そのため、本市においても、近年の異常高温や頻発する短時間の集中豪雨、それによる 生態系の変化、熱中症のリスク拡大などの被害を回避し軽減するために、適応策を検討し ていく必要があります。

気候変動対策における「緩和」と「適応」



資料:適応への挑戦2012 (環境省)

※1 IPCC: 気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)

1-4 循環型社会の形成

2018 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げています。

こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組を推進することとしています。

そのため、国の方針に則り、より一層の廃棄物の排出抑制と再使用に向けた取組の充実、バイオマスの活用を図る必要があります。

1-5 自然共生社会の形成

■生物多様性への対応

2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、2020年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

千葉県では2008年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、「行政と多様な人々が一体となって生物多様性を保全・再生し、子どもたちとその未来のために、さまざまな生物・生命(いのち)がつながり、資源・エネルギーを持続させ、豊かな自然と文化が守り育まれる社会」を目指すとしています。

そのため、本市においても、国及び県の方向性を踏まえ、本市の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐために、生物多様性に配慮した施策を推進する必要があります。

コラム:生物多様性とは?

■生物多様性とは?

生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上の生物は40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

森林、草地、里地里山、河川、干潟、サンゴ礁など、いろいろなタイプの自然があること。

種の多様性

鳥、魚、植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな生きものがいること。

遺伝子の多様性

アサリの貝殻の模様が千 差万別なことなど、同じ種 でも形や模様、生態などに 多様な個性があること。

■生物多様性に迫る危機

私たちの暮らしは、植物が生み出す酸素の供給をはじめとして、食料や水、気候の安定など、 多様な生物が関わりあう生態系からの恵み(生態系サービス)によって支えられていますが、日 本の生物多様性は4つの危機にさらされています。

第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機 外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機 地球温暖化など地球環境の変化による危機

過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約 100~1,000 倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を私たちは、自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要なのです。

資料:生物多様性センターウェブサイト(環境省)

■外来生物対策

2013 年6月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)が改正されたことを受け、「生態系被害防止外来種リスト」が作成されるなど、外来生物への対策が強化されています。

本市においても、生態系被害防止外来種リストなどに基づきながら、外来生物の根絶、拡大防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 計画策定に当たっての課題と対応

香取市環境基本計画の中間見直しから5年が経ち、前計画の計画期間である10年間が終了しました。その間、3Rの推進、水質の向上に向けた取組、地球温暖化対策などの取組を実施してきました。その結果、改善が見られた分野もありましたが、施策の継続、更なる検討が必要な分野もあります。

本計画では、基本的には前計画の取組の推進を継続することとしますが、以下に示す課題への対応を重点戦略として位置づけるとともに、重点戦略の着実な実現に資するよう環境施策の体系の再編を行います。

本計画の重点戦略

循環型社会の実現に 向けた課題と対応

安心・安全社会の実現に 向けた課題と対応

自然共生社会の実現に 向けた課題と対応

低炭素社会の実現に 向けた課題と対応

環境保全活動の課題と対応

- ・ごみ減量化への対応
- ・食品ロス削減への対応
- ・公害への対応
- ・水資源への対応
- ・歴史・文化の継承、景観への対応
- ・生物多様性への対応
- ・みどり・水辺の保全への対応
- ・地球温暖化対策(緩和策)への対応
- ・地球温暖化対策(適応策)への対応
- ・低炭素なまちづくりへの対応
- ・少子高齢化への対応
- ・環境保全活動の定着・拡大への対応

2-1 循環型社会の実現に向けた課題と対応

■ごみ減量化への対応

本市では、資源循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の取組を進めています。市民や事業者に対して3Rに関する普及・啓発活動、資源ごみの集団回収の推進、不法投棄に関する普及・啓発活動などを継続的に実施してきました。

また、2012 年度には佐原清掃事務所をリサイクル拠点施設として整備し、家庭や公共施設から発生した剪定枝をチップ化し、市民に無料で配布するなど資源循環の取組を推進しています。

こうした取組により、再資源化量は増加しましたが、ごみの総排出量は増加している状況です。

よって、更なる循環型社会の形成のため、引き続き、3Rの普及・啓発活動に取り組んでいく必要があります。

■食品ロス削減への対応

食品口スとは、「本来食べられるのに捨てられている食品」をさします。

国内の食品廃棄物等は、年間 2,842 万 t で、そのうち食品口スは 646 万 t (2015 年度推計・農林水産省、環境省)となっており、2014 年度から約 25 万 t も増加しています。 食品口スの内訳は、事業系廃棄物由来が約 357 万 t (農林水産省)と家庭系廃棄物由来が約 289 万 t (環境省)であり、約4割は家庭から排出されています。

千葉県では、食品ロスを削減するために、「ちば食べきりエコスタイル」を展開し、県 民や事業者に食べきりを促しています。

本市でも、ごみの減量施策の一環として、家庭における食品口ス削減に関する取組を検討していく必要があります。







剪定枝チップ

2-2 安心・安全社会の実現に向けた課題と対応

■公害への対応

本市では、公害防止対策として、法令等に基づく事業所・工場などへの指導、立ち入り 検査の実施のほか、大気汚染、騒音・振動、ダイオキシン類、大気中の空間放射線量の監 視・定期検査を実施しており、概ね環境基準を達成しています。

今後も環境基準の達成を維持していくため、関係機関と協力し、事業所・工場などへの 指導、立ち入り検査の実施を継続して取り組んでいく必要があります。

■水資源への対応

本市では、安全で豊かな水を守るため、与田浦川、黒部川、小野川などの 11 河川(水系) 30 地点において、河川水質調査を実施し、水質汚濁の指標として BOD^{※1}(生物化学的酸素要求量)などの測定結果を公表しています。また、生活排水の環境への影響・下水道への接続についての普及・啓発活動等の生活排水対策を実施しています。

しかしながら、河川の水質においては、BOD などで環境基準が未達成となっている河川があり、今後も引き続き、河川の水質汚濁防止のために事業所・工場などの排水対策、生活排水への対策を推進するとともに、下水道の普及促進に関する取組を進めていく必要があります。

また、雨水の貯留やかん養能力^{※2}を持つ農地、森林の保全を図り、水が健全に循環し、 そのもたらす恩恵を享受できるよう、水資源の保全に努めていく必要があります。

■歴史・文化の継承、景観への対応

本市には、里山や河川などの豊かな緑と水の自然風景、重要伝統的建造物群保存地区に選定された歴史的町並みなど、先人が築き上げてきた数多くの歴史・文化資源が残されています。

一方、人口減少社会を迎え、管理の担い手不足による里山の荒廃、空き家の増加などが問題となっています。

本市の自然と歴史・文化が調和した魅力を守り、後世へつないでいくため、歴史・文化 資源の保全を図るとともに、地域の特色を生かした景観づくりを行っていく必要がありま す。

^{※1} 水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す指標。

^{※2 (}雨水の)かん養:森林や農地の土壌が雨水を溜めることで、地表から川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和する機能。

2-3 自然共生社会の実現に向けた課題と対応

■生物多様性への対応

北部の利根川流域の低地と南部の北総台地からなる本市は、里山の環境が多く残されており、生物多様性も豊かです。

本市では、市と市民団体が協働して自然観察会などのイベントの開催や地域の動植物の 生息・生育状況の調査を行い、市民に広く情報提供するなど、生物多様性への意識向上を 図ってきました。

引き続き、生態系サービスの恩恵を享受できるよう豊かな生物多様性を守り、継承していくとともに、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

コラム:生態系サービスとは

人間の生活は、生物から得られる恵みによって支えられています。食料・木材・燃料・薬品などの物質的な恩恵や、植物の光合成に伴う二酸化炭素の吸収・酸素の放出など環境の調整機能、生物との触れ合いによる癒しの効果といった精神的な恩恵など、多くの恵みを生物から得ています。これらの恵みを、生態系が行っている人間へのサービスとして捉えた概念が「生態系サービス」です。



生物多様性を保全することは、生物の生息できる場所や存在を守ることを通して、生態系サービスの維持につながります。生物が生きられる環境を守ることが人間の暮らしやその基盤を守り、安全で豊かな生活を持続的に維持していく上で非常に大切です。

■みどり・水辺の保全への対応

本市は、農地、森林、河川など多様な環境で構成された里山が多く存在し、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

そのため、緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、市民が 自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

2-4 低炭素社会の実現に向けた課題と対応

■地球温暖化対策(緩和策)への対応

・地球環境に配慮した行動の実践

市域から排出される温室効果ガスの 2015 年度の総排出量は 688 千 t - CO₂ となっており、2010 年度以降は概ね増加傾向にあります。部門別では、「家庭部門」「業務部門」で減少傾向ですが、「産業部門」は増加傾向です。

また、公共施設の温室効果ガスの排出抑制や公用車にハイブリッド車、電気自動車の導入を進めるなどの取組を実施した結果、公共施設から排出される温室効果ガスは、約1,500 t - CO₂(2016 年度実績)の削減となりました。

引き続き、地球温暖化問題や省工ネ行動等について、市民や事業者に啓発活動を行い、 省工ネに関する意識の向上を図っていくとともに、公共施設からの温室効果ガスの排出抑 制に努めていく必要があります。

・再生可能エネルギーの導入・利用促進

本市では、東日本大震災直後に大規模停電、電力不足が発生し、それに伴い再生可能エネルギーシステムに対する需要が高まったことを受け、2014年3月に3.25haの市有地に「与田浦太陽光発電所」を設置し、2016年9月に伊地山、大崎、大戸、附洲新田の4か所で太陽光発電所の運用を開始しました。年間の発電量は約600万kWh、温室効果ガス削減量は約3,300 t - CO2 (2016年度実績)となっています。

引き続き、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、市内における太陽光、太陽熱、 木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの導入・利用促進を進める必要がありま す。

・省エネ機器の普及・利用拡大

本市では、地球温暖化防止など環境負荷の低減に向けて、家庭や事業所における省工ネ機器の普及に向けた支援を展開してきました。

引き続き、家電・冷暖房や給湯機器などについて、よりエネルギー利用効率の高い機器への更新や導入を促進するとともに、建物の断熱化といった温室効果ガスの削減効果の高い取組の普及・啓発を行っていく必要があります。

■地球温暖化対策(適応策)への対応

本市においても異常高温や短時間の集中豪雨の頻発など、気候変動による影響と考えられる事象が顕在化しており、健康被害や水害・土砂災害の発生リスクが高まっています。 そのため、健康被害や水害・土砂災害対策、農作物への被害などの被害軽減に向けて、 気候変動に対する「適応策」について検討していく必要があります。

■低炭素なまちづくりへの対応

本市では、「香取市都市計画マスタープラン」に基づき、自然や地域資源を活かしたまちづくり、良好な居住環境を持つまちづくりを進めています。

市域から排出される温室効果ガスの削減にあたっては、ZEHやZEBといった省工ネ 建築物への更新などハード面の対策強化が求められています。

そのため、公共施設等の省工ネ建築物への更新をはじめとして、ZEHやZEBの普及、公共交通網の整備など、まちの低炭素化に向けた取組を検討していく必要があります。

2-5 環境保全活動の課題と対応

■少子高齢化への対応

本市の人口 *1 は、1985年の93,573人をピークに1995年以降減少の一途をたどっており、今後、高齢化が急速に進むことが予測されています。

少子高齢化に伴う人口減少による影響は、地域経済や地域活力の低下、税収等の減少による公共サービスの低下など、様々な面で市民生活に影響を及ぼすことから、限られた財源の中で必要な施策を実施することが求められています。

環境分野においても、これまで以上に限られた予算と人的・物的資源のなかで、「選択」 と「集中」による計画的・効率的な環境施策の実施が求められており、市民、事業者及び 市の協働体制を強化していく必要があります。

■環境保全活動の定着・拡大への対応

本市では、市民や各種団体に対し、環境保全に関して様々な普及・啓発活動や環境保全 行動の実践を促進する取組を実施しています。また、かとり市民環境ネットワークの設立 の支援のほか、住民自治協議会(まちづくり協議会)や市民団体との連携を進めています。

しかしながら、少子高齢化に伴い、環境保全活動を行う市民や各種団体の参加者の高齢 化が進むことで、活動の停滞も懸念されます。

今後も環境保全活動の定着を図るために、様々な普及・啓発活動や環境保全行動の実践 を促す取組を継続していきますが、全ての市民、事業者が環境保全活動の担い手となるべ く、子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できる協働プログラムの構築が求め られています。

^{※1 2006}年度以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の人口の合計数。

第3章 目標とする環境像

1 目標とする環境像

本市は、水と緑の恵み豊かな自然環境に育まれ、舟運により発展した歴史と伝統文化が息づく古い町並み、河川、水路などの水郷地帯や田園風景が、今も残されている地域です。

豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた本市固有の伝統や文化について、先人の教えを学びそれを守っていくと同時に、将来にわたって健康で豊かな生活を続けることのできる、あたたかな心かようまちづくりを目指していきます。

豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取



重要伝統的建造物群保存地区



田園風景 利根川

2 基本目標

本市が目標とする環境像「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち香取」の実現に向けて、本計画が目指す 10 年後の香取市のイメージを 5 つの分野ごとに描いてみました。

これらの将来イメージを「目標とする環境像」を実現するための基本目標として位置づけ、市民、事業者及び市の協働のもとで、将来イメージの実現に向けた取組を進めていきます。

なお、目標とする環境像や基本目標を実現するために実施する環境施策は、同時に市の 福祉の向上や経済活性化、快適なまちづくりといった環境以外の分野にも好影響を与える ことが予想されます。

そこで、環境施策の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、それぞれの基本目標に関連する SDGs を標記しました。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、第2次香取市総合計画をはじめとする本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。

基本目標

循環型社会の実現

Ι

~ごみを出さないライフスタイルを実践するまち~

できる限りごみを出さず、ものを捨てずに大切に使う生活や事業活動が定着し、分別排出も徹底され、焼却処理されたり、最終処分されるごみの量が減り、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

【関連する SDGs】





基本目標

п

安心・安全社会の実現

~快適な生活環境を未来に伝えるまち~

大気や騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、公害への苦情が減っています。また、事業所・工場などの排水対策、家庭の生活排水対策が進み、河川の水質が改善されています。

雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林が保全され、河川流量の維持や地下水の 保全が図られるなど、人類共通の財産である水が健全に循環するまちになっていま す。

歴史的な町並み景観や四季が感じられる豊かな自然景観が維持され、心が落ち着くまちになっています。

【関連する SDGs】







基本目標

 ${
m I\hspace{-.1em}I}$

自然共生社会の実現

~生物多様性の恵みを未来に伝えるまち~

自然が多く残されており、里山や水辺などの自然空間が市民や事業者との協働で手入れされ、多様な生き物や植物が確認でき、自然観察会やホタル観賞会の開催が活発になっています。

また、自然とふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

【関連する SDGs】









基本目標

IV

低炭素社会の実現

~COOL CHOICE を実践するまち~

家庭や事業所における COOL CHOICE^{*1}運動が定着しており、「賢いエネルギーの使い方」が当たり前になっています。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの設備導入も進み、無駄なエネルギーを消費しない構造の住宅や工場、事業所が増え、電気自動車や燃料電池自動車が普及しつつあるなど、まちの低炭素化が進んでいます。

さらに、地球温暖化への適応の取組も進められており、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害、熱中症にかかる危険が少ないまちになっています。

【関連する SDGs】













基本目標

V

環境保全活動の拡大

~協働による環境活動を実践するまち~

自然と歴史・文化にあふれた香取を愛し、家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者になっています。

古来より連綿と続く生活の場、働く場としての香取を、より豊かにして未来の子どもたちへ引き継ぐため、市民、事業者及び市が協働してさまざまな環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

【関連する SDGs】







※1 COOL CHOICE: 省エネ行動や低炭素型の製品の購入など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をすること。

コラム: COOL CHOICE 運動



「COOL CHOICE」とは、低炭素社会実現のため、 省エネ・低炭素型の製品、サービス、行動など地球 温暖化対策のあらゆる賢い選択を促す国民運動のこ とです。

節電や節水などの普段の省工ネ行動に加えて、高

効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、例えば、エコカーを買う、 エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」 など、身近な生活のなかで未来のた めに低炭素な行動を選択し、実践するライフスタイルです。

本市では、「COOL CHOICE」に賛同し、2014年10月に賛同登録を行いました。COOL CHOICE事務局では、個人、企業を問わずに賛同登録を呼びかけています。下記のウェブサイトから賛同登録ができますので、ご協力をお願いいたします。

COOL CHOICE 公式ウェブサイト: https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/

【COOL CHOICE 運動ポスター】





第4章 環境施策

1 環境施策の体系

な自然に育まれた人と歴史
あたたかな心から

目標とする

環境像

豐

か

基本目標

個別目標

I 循環型社会の実現

~ごみを出さないライフスタイルを 実践するまち~ 1 3Rの推進

Ⅱ 安心・安全社会の実現

~快適な生活環境を未来に伝えるまち~

2 安心・安全な生活環境の保全

3 水循環の保全

4 快適な町並みの形成

Ⅲ 自然共生社会の実現

~生物多様性の恵みを未来に伝えるまち~

5 生物多様性の保全

6 みどり・水辺の保全

IV 低炭素社会の実現

~COOL CHOICE を実践するまち~

7 省エネルギー化の推進

8 再生可能エネルギーの利用促進

9 まちの低炭素化の推進

10 気候変動適応策の推進

V 環境保全活動の拡大

~協働による環境活動を実践するまち~

11 環境に配慮した行動の実践

12 環境教育・環境学習の推進

13 協働による環境活動の推進

自取

基本施策

関連する SDGs

- 1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発
- 1-2 分別排出の徹底
- 1-3 資源化推進のための仕組みづくり
- 2-1 公害防止対策の推進
- 2-2 監視、測定の実施
- 3-1 健全な水循環の維持
- 3-2 良好な水環境の維持
- 4-1 まちの美化の推進
- 4-2 町並み景観の保存・育成
- 5-1 動植物の生息・生育環境の保全
- 5-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発
- 6-1 里山の保全と活用
- 6-2 農地、森林の保全
- 6-3 水辺の保全と活用
- 6-4 公園の整備・維持管理
- 7-1 家庭の省エネルギー化の促進
- 7-2 事業所の省エネルギー化の促進
- 7-3 公共施設の省エネルギー化の推進
- 8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進
- 9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進
- 9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進
- 10-1 自然災害対策の推進
- 10-2 健康被害対策の推進
- 11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発
- 11-2 環境活動情報の共有
- 12-1 学校における環境教育の充実
- 12-2 地域における環境学習機会の拡充
- 13-1 環境ボランティア・環境リーダーの育成
- 13-2 環境に配慮した活動への支援
- 13-3 協働による環境活動、イベントの充実





































2 環境施策

基本目標

Ι

循環型社会の実現

~ごみを出さないライフスタイルを実践するまち~

施策展開の方向性

限りある資源を長く、大切に使い続けるため、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの社会経済活動を根本から見直し、あらゆる物を資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していかなければなりません。

そのため、生産・流通・消費の各段階において、廃棄するものを最小限とすることで、 自然環境をはじめとする環境への負荷の抑制や二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス の排出量の削減に資する社会経済システムの実現が重要です。

ごみを減らすためには、まず、ごみを出さないこと(発生抑制:リデュース)を優先して、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を推進することが必要です。

これまでの3Rの推進により、再資源化量は増加しましたが、ごみの総排出量は増加していることから、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の2Rの推進に主眼を置きながら、市民や事業者への普及・啓発活動を実施していきます。

関連する SDGs





達成目標

	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	819g/人・日	1,039g/人・日
リサイクル率	33.0%	18.87%
集団回収による資源ごみ回収量	1,498 t	966 t

市民の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは買わない。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品ロスを出さないように配慮する。
- リサイクルの手間を惜しまない。
- ごみは正しく分別してから出すことを徹底する。
- 資源物を出すときは、市の回収や地域の回収活動に参加する。

事業者の取組

- すぐにごみになるようなもの、資源化しにくいものは作らない。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使う。
- 食品口スを出さないように配慮する。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理する。
- 資源にできるものは主体的に回収する。

コラム:ごみ減量の工夫

本計画の市民1人1日当たりごみ排出量の目標を達成するためには、 1人1日約200g、なし約1個分のごみを削減する必要があります。 まずは、家庭でも簡単にできる取組からはじめてみましょう。

●生ごみの水分をよく切りましょう!

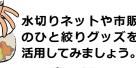
家庭から出る生ごみの約70~80%は水分です。ごみステーション に出す前に、ひと手間かけ、水分をよく切りましょう。

●マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう!

レジ袋は、1人当たり年間 300 枚近く使用しているとの調査結果もあります。マイバッグの持参を習慣にしましょう。

削減の目安





/||__/|| 大きめのレジ袋(1枚) ||10g||

市の取組

個別目標1

3Rの推進



1-1 ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

市広報紙や市ウェブサイト、パンフレット、ポスターなどを活用して、ごみの発生抑制 のための情報提供をするとともに、資源循環に配慮した事業活動やグリーン購入^{※1}の重要 性などについて、普及・啓発活動を行います。

また、市民や事業者にごみを作らない、排出抑制を実現するための工夫を呼びかけていくほか、フリーマーケットやリサイクルショップによる再使用の促進を図ります。

1-2 分別排出の徹底

一般ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について必要な 情報をわかりやすく市民や事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

1-3 資源化推進のための仕組みづくり

分別排出の徹底、不要となったものを再使用、再資源化するための仕組みづくりを行うとともに、引き続き集団資源回収運動に取り組み、分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。

	施策	担当部署
1	市広報紙や市ウェブサイトなどで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	環境安全課
2	ごみについての学習会などを開催し、ごみの3R(発生抑制、再使用、 再資源化)意識等の普及・啓発を行います。	環境安全課
3	市民、事業者及び市の三者が一体となって、レジ袋の削減に向けた取組を推進します。	環境安全課
4	家庭や飲食店などに対し、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品口スを削減します。	環境安全課
5	生ごみ処理機などの設置費に対する助成をします。	環境安全課
6	生ごみの減量化に向けて、生ごみの水切りを徹底するよう家庭や飲食店などへ呼びかけていきます。	環境安全課

^{※1} グリーン購入:商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

	施策	担当部署
7	ごみの分別・収集方法を周知し、ごみステーションなどの設置場所や管理方法などについて適切に指導・助言します。	環境安全課
8	空カン、空ビン、ペットボトル、紙類、布類などの回収、再資源化を推進します。	環境安全課

コラム:リサイクル拠点施設

香取市では、ごみの減量化及び再資源化を促進するため佐原清掃事務所をリサイクル拠点施設 と位置づけ、資源循環型社会の構築を推進しています。

市内一般家庭から排出される資源物(事業活動によって発生したものは対象外)は、同施設へ搬入することができます。

【受入日時等】

- ・平日及び祝日(ゴールデンウィークと年末年始を除く)
- ・午前9時~午後4時(正午から午後1時までを除く)

· 手数料:無料

・住 所: 香取市大崎 1900 ・電 話: (0478) 58-1400

【搬入できるもの】

紙類 (新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック) 衣類





汚れが激しいものは対象外 ぬいぐるみ・枕・布団・帽子 なども対象外

ペットボトル



キャップとラベルをはずし、指定袋または透明な袋に入れる

ペットボトルキャップ



袋に入れる

発砲スチロール



汚れが激しいもの、白色トレイ は対象外

剪定枝



竹、病害虫の被害を受けた枝木、 刈草、落ち葉は対象外

廃食用油(植物性食用油に限る)



キャップはよく締めて 鉱油、動物系油、凝固剤で固め たものは受入不可

使用済小型家電



個人情報は消去し、乾電池・ 電球・外箱は取り除いて排出

基本目標

п

安心・安全社会の実現

~快適な生活環境を未来に伝えるまち~

施策展開の方向性

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査のほか、公害の発生防止に向けた取組の実施など、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

特に、河川の水質改善を図るため、下水道施設への接続を推進するほか、事業所・工場などからの排水規制、汚水処理施設における適切な排水処理などの取組を推進します。

また、河川流量の維持や地下水を保全するため、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地、森林の保全を図り、健全な水循環の確保に努めます。

さらに、本市は歴史的な町並み景観や緑豊かな田園景観、四季が感じられる豊かな自然 景観が一体となり、自然と調和した良好な生活空間を創りだしています。

魅力的で快適な町並みを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止など、まちの 美化に関する市民意識の高揚、不法投棄の発生抑止を図るとともに、伝統的建造物や景観 形成指定建築物の保存修理など歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。

関連する SDGs







達成目標

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%
自動車騒音環境基準達成率	100%	77.0%
河川 BOD 環境基準達成率	100%	62.5%
汚水処理人口普及率	現状値以上	61.7%

市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がける。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎む。
- 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はしない。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続する。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽やくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努める。
- 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。
- 地域の公園の清掃など美化活動に積極的に参加する。
- 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭などの防止に努める。
- 排水基準を遵守する。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力する。
- エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎む。
- 雨水貯留施設の設置を検討、導入する。
- 雨水を溜めて、打ち水などに活用する。
- 地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全事業・活動に協力する。

市の取組

個別目標2

安心・安全な生活環境の保全

2-1 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令に基づく事業所・工場などへの指導や立ち入り検査の実施など、環境基準の達成に向けた取組を実施します。

2-2 監視、測定の実施

大気、水質、騒音、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

	施策	担当部署
1	生活環境を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵 守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境安全課
2	建設残土や再生土による埋立てに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境安全課
3	大気、水質、道路交通の騒音、放射線量などの監視・測定を行い、測定 結果を公表します。	環境安全課
4	自動車交通騒音などを緩和するため、舗装の修繕を進め、道路環境の改 善を実施します。	土木課
5	違法な野外焼却行為があった場合には指導します。	環境安全課



香取新島一般環境大気測定局

水循環の保全



3-1 健全な水循環の維持

森林や農地が持つ水源かん養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるため、土地利用の保全と適切な維持管理を促進するほか、短時間の集中豪雨などにより発生するおそれのある浸水被害の軽減を図るため、ため池の保全や雨水貯留施設の導入を検討します。

3-2 良好な水環境の維持

河川及び地下水における水質保全を図るため、下水道施設の維持管理を推進するほか、 事業所・工場などからの排水規制、汚水処理施設における適切な排水処理などの取組を推 進します。

	施策	担当部署
1	香取市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業 が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能の公益的な 機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、そ の保全と育成に努めます。	農政課
2	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や景観形成などの活動を支援します。	農政課
3	雨水貯留施設の導入検討、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進します。	土木課 都市整備課
4	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	環境安全課
(5)	下水道施設の維持管理を推進します。	下水道課
6	下水道や農業集落排水整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
7	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	下水道課

コラム:健全な水循環

地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、絶えず循環しています。

この水循環によって塩分を含む海水も蒸発する際に淡水化され、私たちが利用可能な淡水資源が常に作り出されていることになります。このため、持続的に使うことができる水の量は、ある瞬間に河川や湖沼等の水として存在する淡水の量ではなく、絶えず「循環する水」の一部ということになり、この水循環を健全に保つことが持続的な社会を築く上で極めて重要になります。



資料:水循環白書(内閣官房)

河川の水系流域に加えて、地下水のかん養・浸透・流下範囲、それら水を利用する地域や影響を受ける沿岸域など、人の活動により水循環へ影響があると考えられる地域全体を対象に、森林、河川、農地、都市などの人の営みと水に関わる自然環境を良好な状態に保つため、行政、事業者、住民などが連携して活動することを「流域マネジメント」といいます。

本市では、利根川流域の市町村と連携して、健全な水循環が維持されるように流域マネジメントに取り組んでいきます。

快適な町並みの形成



4-1 まちの美化の推進

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため、香取市環境美化条例を施行し、対策に努めています。

引き続き、ごみの散乱や不法投棄を防止し、まちの美化を推進するため、市民や事業者のモラルの向上を図るとともに、地域との協働による取組として、ごみゼロ運動などを実施します。

4-2 町並み景観の保存・育成

重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的な町並み景観の保存・育成を図り、 地域の特色を生かした香取らしい景観づくりを推進します。

	施策	担当部署
1	「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民、事業者及び市が協働して、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境安全課
2	市民、事業者及び市が一体となってまちの美化を促進するため、ごみゼロ運動や地域で行う清掃活動を支援します。	環境安全課
3	不法投棄監視パトロールを実施します。	環境安全課
4	建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	都市整備課
5	河川沿いや公園において、樹木植栽等の整備や維持管理を行います。 また、地域との協働による維持管理を進めます。	土木課 都市整備課
6	空家等について、所有者等へ適切な管理に必要な措置をとるよう指導等を行います。	都市整備課

基本目標 Ⅲ

自然共生社会の実現

~生物多様性の恵みを未来に伝えるまち~

施策展開の方向性

本市は、農地、森林、河川など多様な環境で構成された里山が多く存在し、多くの生物がそれぞれの環境に適応して生息・生育しています。

しかし、長い時間をかけて造られた里山の自然環境は、社会経済やライフスタイルの変化に伴い、質・量ともに低下しつつあり、多くの生物の生息・生育状況の悪化や衰退が進んでいます。また、近年はオオキンケイギクなどの外来生物が増加し、香取固有の生態系に悪影響を及ぼしつつあります。

里山の自然環境を次世代へと引き継いで「自然と人が共生するまち」を実現するために、 緑地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育 域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供するほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs









達成目標

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
多面的機能支払制度加入面積	4,500ha	4,238ha
耕作放棄地面積	515ha	515ha
市民1人当たりの都市公園面積	9.62m²/人	6.63m²/人

市民の取組

- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加する。
- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持つ。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。

事業者の取組

- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境や歴史的景観の保全に配慮する。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深める。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力する。
- 植栽やグリーンカーテンの設置など、身近な緑を増やす。
- 地域の公園の清掃など美化活動に協力する。



自然観察会



黒部川四季の花壇の花植

市の取組

個別目標5

生物多様性の保全



5-1 動植物の生息・生育環境の保全

市内の緑地や水辺などには、貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、貴重な動植物などの保護に向けた 取組を推進し、市内の生物多様性を支えるネットワークを維持します。

併せて、多様な環境が織りなす生物多様性の基盤の保全に向けて、森林や水辺の改変、 荒廃農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上 に向けた取組を実施します。

また、外来生物による生態系などへの被害防止に努めます。

5-2 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

自然観察イベントなどを通して、生物多様性の保全が私たちの日常生活や農業生産などの経済活動に密接した問題であることを、市民や事業者へ普及・啓発します。

	施策	担当部署
1	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内の環境活動団体等 と協働して、動植物の実態把握に努めます。	環境安全課
2	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、適切な保全策を講じま す。	環境安全課
3	外来生物法や生態系被害防止外来種リストに基づき、外来生物による生 態系等への被害防止に努めます。	環境安全課
4	自然観察イベント等の開催を図ります。	環境安全課
(5)	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	環境安全課

コラム:市内で見られる貴重な動植物

本市には数多くの動植物が生息・生育していますが、ここに掲載した動植物は市内でも見ることができ、国や県のレッドリストに記載されている、絶滅が危惧されている動植物です。

貴重な動植物を保全するため、地域の環境活動に進んで参加しましょう。

■ナガバコウホネ

スイレン科コウホネ属の多年生の抽水植物で、本州に分布し、コウホネに似ているが全体に小柄で、主に流水域に生え、流水の強い環境では抽水葉を出さないことが多く、葉身は長楕円形で長さ幅の2~3倍。花柄は細く、花は多く水面に咲きます。

県レッドリストの最重要保護に選定されています。





■キンラン

ラン科キンラン属の多年草で、日本では北海道を除く各地に分布し、5~6月、黄色の花を3~12個、穂状につけます。ギンラン、ササバギンランなどの同属の他の種類に比べて、全体が大きく、葉の幅が広く、緑の色が濃くなります。

国レッドリストの絶滅危惧 II 類 (VU)、県レッドリストの一般保護に選定されています。

■アオバズク

フクロウ目フクロウ科の鳥で、青葉が茂りだす春に飛来する夏鳥です。大木の樹洞を巣にすることが多いので、街の中の神社・仏閣の樹林、時には街路樹などで見ることができます。

「ホーホー、ホーホー」と 2 声ずつ続けて鳴く声が、一般にフクロウの声として親しまれています。

県レッドリストの最重要保護生物に選定されています。





■オオヨシキリ

スズメ目ヨシキリ科の鳥で、夏鳥として5月頃に飛来し、ヨシ原で繁殖します。ヨシを切り裂いてその中にいる昆虫などを捕食する性質が、その名の由来と言われています。「ギョギョシ、ギョギョシ、ケケケケ」と聞こえる特徴のある声で鳴き、夜も鳴くことから「行々子(ぎょうぎょうし)」という俗名があります。

県レッドリストの一般保護生物に選定されているほか、日本水郷の中心をなす本市のシンボルにふさわしいことから、市の鳥に指定されています。

みどり・水辺の保全

6-1 里山の保全と活用

本市の原風景とも言える里山環境の保全に向けて、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理に努めます。

また、里山資源を活用した体験イベントなどの開催を図ります。

6-2

6-2 農地、森林の保全

作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う 農地を保全するため、耕作放棄地の解消に努めます。

また、森林が持つ水源かん養、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能の保全及び増進に努めます。

6-3 水辺の保全と活用

河川やため池、農業用水路などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・ 生育できる良好な環境の保全に努めます。

また、市民が水辺に親しめる機会の提供を目的とするイベントや河川清掃活動などを実施します。

6-4 公園の整備・維持管理

自然とのふれあいの場、やすらぎの場である公園、道路景観について、地域の市民や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。

また、県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例などに基づき、開発事業に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創出します。

	施策		担当部署
(1	市民団体等と連携して、里山環境の維持・保全を図ります。	市民協働課 農政課 環境安全課
(2	里山資源を活用した自然体験イベントの開催や体験型観光の充実を図ります。	環境安全課 農政課 商工観光課

	施策	担当部署
3	人・農地プランに基づき、地域の担い手を確保、育成し、農地の利用集積を図ります。	農政課 農業委員会事 務局
4	耕作放棄地を含めた農地を一定規模にまとめたうえで、農地中間管理機構を活用した基盤整備等を行い担い手へ貸し出すことで、耕作放棄地の解消と発生防止を図ります。	農政課 農業委員会事 務局
5	農地の多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払交付金事業等 を活用し、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や景観形成な どの活動を支援します。(再掲)	農政課
6	香取市森林整備計画に基づき、間伐、造林、枝打、下刈などの森林施業が適正に行われるように取り組むとともに、水源かん養機能の公益的な機能を有する良好な森林については、森林所有者等との連携のもと、その保全と育成に努めます。(再掲)	農政課
7	水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園などの美しい自然環境を保全します。	都市整備課
8	市民や環境活動団体などと連携して、市民参加による河川や湧水池などの水辺の維持管理の促進やイベント活動を展開します。	環境安全課 土木課
9	公園や広場、道路景観、貴重な樹林や大径木などについて、地域の市民 や団体、事業者の自主的な活動による維持管理を支援します。	環境安全課 都市整備課 土木課
10	県の都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例などに基づき、 開発事業に伴う緑化を推進します。	都市整備課



里山の風景(谷津田)



黒部川クリーン作戦

基本目標 IV

低炭素社会の実現

~COOL CHOICE を実践するまち~

施策展開の方向性

私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、これらの使用と廃棄を繰り返すライフスタイルの上に成り立っています。

特に、化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出は、地球温暖化の主な要因であり、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存に関わる最も重要な環境問題のひとつとなっています。

今世紀に入って以降、地球温暖化が原因ではないかと考えられる局地的な豪雨や夏の猛暑などが発生し、動植物の生息・生育域が変化するなどの悪影響が現れており、最も厳しい温室効果ガス排出削減の努力をもってしても、地球温暖化による気候変動の影響は避けることができないといわれています。

そのため、本市で暮らし活動する人々が積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社 会経済活動を賢く選択していくよう促すことにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、 温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

さらに、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、 気候変動の影響に対する「適応策」を講じていきます。気候変動の影響は、様々な分野に 及びますが、本市においては水害・土砂災害への対策や健康被害への対策を推進していき ます。

関連する SDGs











達成目標

指標	目標値 (2030 年度)	現状値 (2013 年度)
市域から排出される温室効果ガス総排出量	531,676 t -CO ₂	718,865 t -CO ₂
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出 量	656 t -CO ₂	1,093 t -CO ₂

コラム:市域から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標

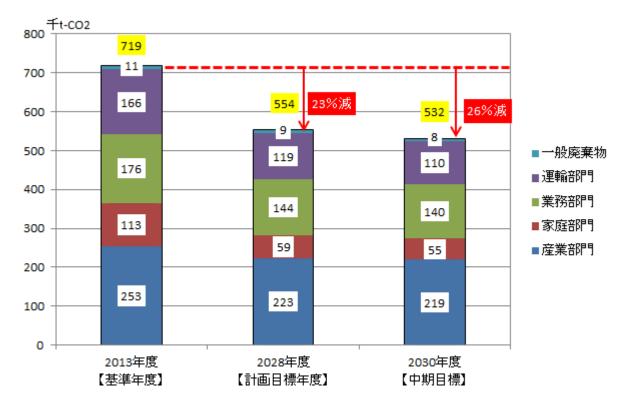
我が国では、パリ協定に基づき、「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減」とする削減目標を、地球温暖化対策計画において掲げています。

本市においても国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

2030 年度までに 2013 年度比で 市域の二酸化炭素 (CO₂) 排出量を 26%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、2030 年度の二酸化炭素排出量は 532 千 t-CO₂、削減量は 187 千 t-CO₂ となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務部門を中心に更なる省工ネ行動の促進に向けた追加対策を実施します。



ightharpoons※ 将来の電力使用に係る排出係数は、2015 年度の東京電力の実排出係数 0.500kg- CO_2/k Wh を用いています。

市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にする。
- LED などの省エネルギー機器・設備の導入に努める。
- うちエコ診断の活用や環境家計簿を利用する。
- 再生可能エネルギーに関心を持ち、理解を深める。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用する。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- リフォームや建て替えの際には、省工ネ建築物となるように努める。
- グリーンカーテンを設置して日差しを和らげる。
- クールシェアスポット^{※1}を利用する。
- 災害への備えを確認しておく。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- 省エネ診断を受診する。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施する。
- 設備機器の更新や建物のリフォームの際には、高効率空調や BEMS^{※2}など省エネルギー型の設備導入に努める。
- 環境マネジメントシステム^{※3} (エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など)を導入する。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムや薪ストーブなどの再生可能エネルギーの導入に努める。
- 自動車を利用する際は、エコドライブを心掛ける。
- 共同配送を採用するなど、物資輸送の省工ネ化に努める。
- 電気自動車など、次世代自動車の導入に努める。
- クールシェアスポットの開設に協力する。
- 災害への備えを確認しておく。
- ※1 地域で気軽に集まって涼むことのできる場所や施設。
- ※ 2 ビル内の配電設備、空調設備、照明設備、換気設備、OA 機器等の電力使用量のモニターや制御を行うためのシステム。
- ※3 事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

コラム:エコチューニング

「エコチューニング」とは、事業者の建築物などから排出される温室効果ガスを削減するため、 快適性や生産性を確保しつつ、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備・ システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減を行うことをいいます。

低炭素化の 光熱水費の削減 インセンティブに オーナーへ オーナーの利益 水道代 エコチューニング 管理会社等の報酬 事業者へ 水道代 (管理会社等) ガス代 ガス代 設備・システムの 適切な運用改善等 電気代 電気代 エコチューニング前 エコチューニング後

◆エコチューニングの仕組み

エコチューニングビジネスモデルでは、エコチューニングによる運用改善により削減された光 熱水費を、ビルオーナーとエコチューニングを実践する事業者とで利益として分け合うことを想 定しています。

エコチューニング事業者への報酬は、主に光熱水費の削減額の中から一定割合を支払うため、 削減が出来なければ支払いは生じず、ビルオーナーにとって負担・リスクの少ないビジネスモデ ルです。

詳しくは、「エコチューニング推進センター」のウェブサイト(http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/)をご覧ください。

市の取組

個別目標フ

省エネルギー化の推進

7-1 家庭の省エネルギー化の促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択する COOL CHOICE 運動への参加拡大を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省 エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

7-2 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

7-3 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

	施策	担当部署
1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE 運動への参加を呼びかけます。	環境安全課
2	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの 転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベ ントや環境学習講座の展開を図ります。	環境安全課
3	県と連携して、中小事業者向け省エネ診断の受診を促進します。	商工観光課 環境安全課
4	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実 施を呼びかけます。	商工観光課 環境安全課
5	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	商工観光課 環境安全課
6	事業所における環境マネジメントシステム(エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など)の導入を促進します。	商工観光課 環境安全課

	施策	担当部署
7	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	商工観光課 環境安全課
8	香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、市の事務事業 における省エネルギー化を実施します。	全庁
9	公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	財政課 施設所管課

再生可能エネルギーの利用促進



8-1 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの本市に適した再生可能エネルギーについて、自然環境や生活環境への影響に配慮した利用を促進します。

目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
1	太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの適切な導入を促進します。	環境安全課
2	太陽光、太陽熱、木質バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境安全課
3	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	財政課 施設所管課

コラム:成田香取エネルギー

成田香取エネルギーは香取市、成田市、シン・エナジー(株)(旧株) 洗陽電機)が共同で設立した全国初の2市で取り組む地域電力会社です。

香取市の太陽光発電所や成田市の清掃工場で発電された電力は、同社が市場価格よりも3%高く購入しています。また、同社から2市の庁舎や小中学校などの公共施設に電力を供給することで、公共施設の電力料金を従来より約13%削減しています。

2市にとっては売電収入の増加と公共施設の電力料金削減という2つの効果が得られており、地域で発電した電力を地域で消費するというエネルギーの地産地消を実現しています。



まちの低炭素化の推進

9-1 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、まちの低炭素化を推進します。

9-2 環境負荷の少ない交通システムへの転換の推進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。 また、市民だけでなく、市外から仕事や観光などで本市を訪れた方々が鉄道やバスなどの公 共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

	施策	担当部署
1	戸建住宅や集合住宅、ビルの新築、増改築時には、省エネルギーに配慮 できるよう、情報提供を行います。	環境安全課 都市整備課
2	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。	環境安全課
3	公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。	企画政策課
4	コミュニティバス、乗合タクシーの利便性の向上を図ります。	企画政策課
5	関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路整備をします。	土木課



薪ストーブ



電気自動車の公用車

気候変動適応策の推進



10-1 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨などによる被害の軽減に向け、雨水の貯留・浸透及び利用の促進や、下水 道施設の排水能力の強化など、市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

また、香取市洪水・内水ハザードマップの周知など、市民の防災意識の高揚を図ります。

10-2 健康被害対策の推進

熱中症の発症リスクが高まっていることから、市民へ向けて予防に関する情報提供などの普及・啓発を行っていくほか、クールシェアスポットの開設について事業者への協力を呼びかけます。

また、温暖化に伴い、これまで発症のなかったデング熱等の感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。

目標

	施策	担当部署
1	雨水貯留施設の設置促進など、排水施設の整備や適切な管理を行うとともに、雨水の流出抑制対策を推進します。	土木課
2	予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて、香取市洪水・内水八ザ ードマップの周知、市民の防災意識の向上を促進していきます。	総務課
3	熱中症患者の発生を予防するため、県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境安全課
4	熱中症の発生を抑制するため、市ウェブサイトや防災無線等を活用した 注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢 者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。	環境安全課 健康づくり課
5	ジカ熱、デング熱等の動物由来感染症リスクについての情報提供を行い、健康被害の発生抑止に努めます。	健康づくり課

基本目標

V

環境保全活動の拡大

~協働による環境活動を実践するまち~

施策展開の方向性

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を 積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

関連する SDGs







達成目標

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
協働による環境保全活動数(住民自治協議会)	130件	115 件
協働による環境保全活動数(事業者、ボランティア等)	10 件	5件

市民の取組

- 環境保全活動に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ。
- 自主的に環境学習に取り組む。
- 環境にやさしい行動の実践に努める。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 環境イベント、環境学習講座などに積極的に参加する。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム(エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など)を導入する。
- 従業員を対象とした環境研修を実施する。
- 施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 地域の環境保全活動に参加する。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加する。



環境フォーラム



環境パネル展

市の取組

個別目標 11

環境に配慮した行動の実践



11-1 環境保全行動の実践に向けた普及・啓発

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民や事業者に対する適切な情報 提供を行うとともに、市民や事業者の自主的な環境に配慮した活動に対する支援を行いま す。



11-2 環境活動情報の共有

市広報紙や市ウェブサイト、SNS、回覧板などの様々な媒体を活用しながら、市内の環境保全活動に係る情報発信を行っていきます。

また、市内で活動を行っている市民や環境活動団体などの取組を広く周知します。

	施策	担当部署
1	COOL CHOICE運動の普及・啓発を進めます。	環境安全課
2	日常生活の中で省工ネ及び省資源の効果を分かりやすく確認できる手法を紹介します。	環境安全課
3	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	環境安全課
4	市民や事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	環境安全課
5	市民や事業者が行う環境保全活動を発表する場を提供します。	環境安全課

環境教育・環境学習の推進



12-1 学校における環境教育の充実

将来の世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育の取組を推進します。

また、市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを用意し、 学校はニーズにあった教育プログラムを選択する「出前授業」の仕組みを検討し、学校に おける環境教育の充実を図ります。

12-2 地域における環境学習機会の拡充

より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫などの 改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図る とともに、活動参加率の向上を目指します。

	施策	担当部署
1	市民や事業者などが環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを提供する出前授業の仕組みを検討し、学校における環境教育の充実を図ります。	学校教育課 環境安全課
2	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境安全課
3	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会の拡充を図ります。	環境安全課
4	地域の環境保全活動の組織づくりを支援します。	環境安全課
5	市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境安全課 生涯学習課
6	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	環境安全課 生涯学習課

協働による環境活動の推進

13-1 環境ボランティア・環境リーダーの育成

様々な主体が参加できる講座やイベントの開催などにより、幅広い人々に対して意識と 行動の啓発を行い、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアの育成を図 ります。

市民や事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役となる環境リーダーの育成を図ります。

13-2 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。また、経済活動と環境配慮の両立を目指す中小企業の支援を図ります。

13-3 協働による環境活動、イベントの充実

市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントを開催し、充実を図ります。

	施策	担当部署
1	環境学習や環境保全活動の推進役となる環境ボランティア・環境リーダーの育成を図ります。	市民協働課 環境安全課
2	市民や事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	商工観光課 環境安全課
3	市民や事業者の環境活動の推進を図ります。	市民協働課 環境安全課
4	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民、事業者、学校、地域が実施する環境への取組を支援します。	市民協働課環境安全課
5	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行う市民や事業者の 交流を促進します。	市民協働課 環境安全課

第5章 かとり協働プログラム

1 かとり協働プログラムの目的

1-1 市民、事業者及び市の協働の必要性

少子高齢化の進行に伴う人口構造の変化は、市税の減収、社会保障経費の増大といった 市の財政運営に影響を及ぼすことが予想され、環境分野においても限られた経営資源の効 率的な運用のためにも「選択と集中」による行政経営が求められることとなります。

このような状況のなか、限られた財政状況のもとで市の良好な環境状態を維持していく ためには、これまで以上に市民、事業者及び市の協働による取組の強化が必要です。

本市では、これまで環境の維持・保全に関わる人材の育成や市民活動団体との連携強化 などに取り組んでいますが、参加者の固定化や高齢化の傾向が見られるなど、次世代の環 境保全活動の担い手の発掘・育成が急務となっています。

1-2 かとり協働プログラムの目的

かとり協働プログラムは、これまで環境保全活動に参加したことがない市民、事業者の 興味を引きつけ、全ての市民、事業者が環境保全活動の担い手となるべく、子どもから大 人までが気軽に環境保全活動に参加できる取組を、市民、事業者及び市の協働により展開 する事業です。

「香取市市民協働指針(かとりの風)」のように市民、事業者、市が相手の立場で、お 互いを尊重する当事者主義のもとに、常に現場に出向き、そこに軸足を置く現場主義を前 提とした環境保全活動を展開していきます。

本計画では「最初の一歩」としての事業展開イメージや基本的枠組みを示していますが、 引き続き、企画 (Plan) ⇒試用実践・実証(Do)⇒問題検証(Check)⇒改善(Action)の PDCA サイクルを繰り返しながら、各事業の充実を図っていくものとします。

コラム: 香取市市民協働指針(かとりの風)

地方分権の進展や少子高齢化など、社会環境が急激に変化している中、住民二一ズも様々な分野に広がり、地域課題も複雑多様化しています。

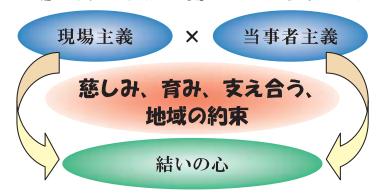
このようななか、住民サービスを提供し続けるためには、今まで以上に住民の皆さんの持つ能力や地域が持っている活力を、市と共にまちづくりに生かしていただく市民協働の取組が必要であることから、本市では前総合計画の基本理念を「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」と定め、この総合計画を着実に実現するための運営方針、この愛する地域を未来に委ねていくための考え方として、2009年3月に「香取市市民協働指針(かとりの風)」を策定し、この指針を基本に、各地域で市民協働による活動が展開される仕組みづくりとして、「香取市まちづくり条例」を制定しました。

香取市市民協働指針(かとりの風)では、子どもたちの笑い声が聞こえ、お年寄りの知恵が活かされ、心豊かに暮らしていくことのできる地域を残していくため、互いが尊重され、共に築き、共に守り育むことができる地域をつくっていく、そのために地域ぐるみで取り組む協働の原則を地域の約束として整理しています。

地域の約束の行動理念

「慈しみ、育み、支え合う、地域の約束」 (現場主義、当事者主義のもと、結いの心を大切に育みましょう。)

香取市市民協働指針(かとりの風) 地域それぞれの想いを、ひとすじの風につむいで香取じゅうに吹かせよう



現場主義、当事者主義のもと、結いの心を大切に育みましょう

自分の地域に誇りが持てなければ、協働(地域ぐるみ)でまちづくりを推進していく気運は醸成されません。この地域を、この暮らしぶりを持続させたい、もっと心地良くしていきたいと願うことから地域ぐるみの取組である市民協働を大切にしていきます。

2 かとり協働プログラム

プログラム1

香取の生きもの調査



香取の生きもの調査の概要

香取の生きもの調査は、市内の自然環境の現状把握や生物多様性に対する市民の意識高 揚に資することを目的に、一般の市民から市内に生息・生育する動植物の情報を募る継続 的な「動植物調査」です。

具体的には、調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」 を広く公表・配布し、市民に発見日時・場所、写真などの情報の投稿をお願いするものです。

投稿された情報はデータベースに蓄積し、学校教材や自然観察講座等の資料としての活用のほか、希少動植物の保全対策や外来種対策などにも役立てていくことを企図し、将来的には「香取生きもの図鑑」の発行を目指します。



香取の生きもの調査の展開イメージ

「生きもの調査 ガイドブック」の作成

- ・市内の動植物に詳しいボランティア等への声掛けを通じて、 調査テーマや調査対象となる動植物を選定
- ・よく見かける動植物だけでなく、希少種、外来生物等の情報 も収集
- ・作成したガイドブックは、小学校経由で市民に配布



生きもの調査の実施

- ・ガイドブックを参考に、市内で見つけた動植物の情報を事務 局に投稿
- ・自然観察講座、校外学習等で見つけた動植物の情報を事務局 に投稿
- ・市内の自然活動グループ等からの情報もあわせて収集



調査結果とりまとめ



調査結果の活用

- ・事務局、協力ボランティアにて投稿されたデータを整理
- ・毎年度、生きもの調査結果報告レポートの作成、公表
- ・将来的には「香取生きもの図鑑」の発行
- ・学校教材としての活用、自然観察講座等の資料として活用
- ・外来生物対策のための基礎資料、啓発活動



香取の生きもの調査の役割分担

市民、事業者

- ◆動植物の生息・生育情報の投稿
- ◆自然観察会等への参加

協力ボランティア

- ◆生きもの調査ガイドブック作成へ の協力
- ◆投稿された生物情報の同定
- ◆生きもの調査結果報告レポート作 成への協力
- ◆自然観察会等の開催

市

- ◆香取の生きもの調査の PR
- ◆生きもの調査ガイドブックの作成・発行・配布
- ◆投稿データの整理
- ◆生きもの調査結果報告レポートの作成・公表

プログラム2

小中学校への環境出前授業



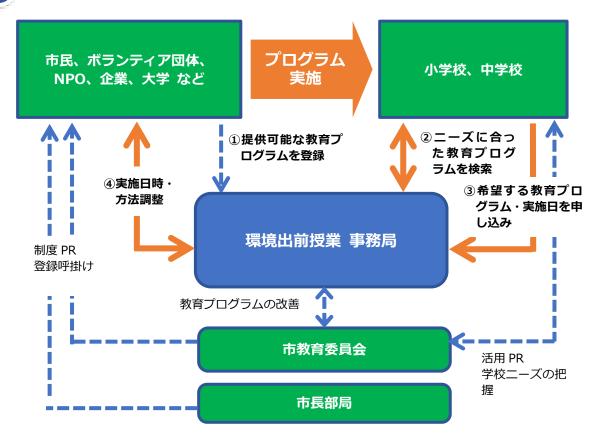
小中学校への環境出前授業

小中学校における環境教育・環境活動は、教育の場であると同時に、地域コミュニティの中心的な機能も担っている学校を拠点とするため、地域全体への環境活動の波及効果が 期待できます。

本市においても各学校において環境教育を実施していますが、企画から実施までを全て 学校現場で行うには、専門的な知識・情報の習得や授業準備の面で先生への負担が大きい のが実情です。

そこで、市民、ボランティア団体、NPO、企業、大学等が、環境保全に対する知見を活用した教育プログラムを用意し、学校はニーズにあった教育プログラムを選択するマッチング事業を推進し、学校現場の負担軽減と環境教育の充実を図るものです。

小中学校への環境出前授業の展開イメージ





小中学校への環境出前授業の役割分担

個人、ボランティア団体、 NPO、企業、大学 など

- ◆環境出前授業への登録
- ◆教育プログラム提供(授業、体験学習など)

小学校、中学校

◆環境出前授業の活用

環境出前授業 事務局

- ◆環境出前授業への登録呼掛け
- ◆教育プログラム実施までのコーディネート
- ◆環境出前授業登録情報の保守

プログラム3

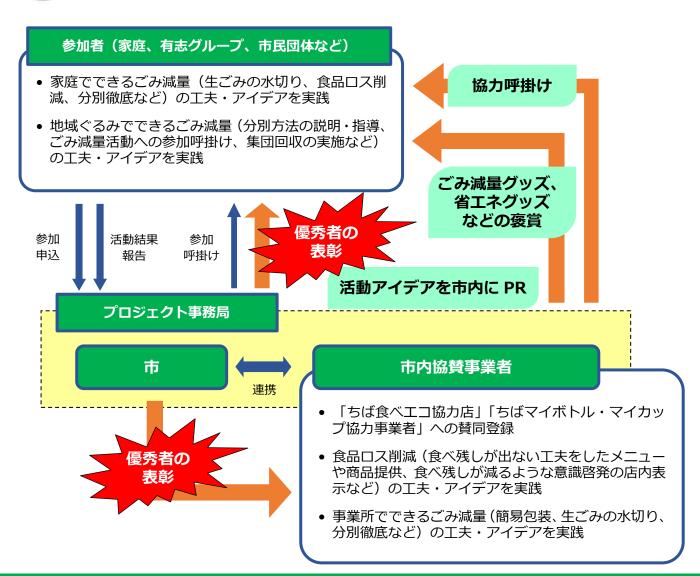
ごみ減量プロジェクトの展開

本市では、市民や事業者に対して3Rに関する普及・啓発活動、資源ごみの集団回収の 推進などの取組を継続的に実施してきました。こうした取組により、再資源化量は増加し ましたが、ごみの総排出量は増加している状況です。

ごみ焼却による環境への負荷や最終処分場の残容量を考慮すると、さらなるごみ減量に 取り組んでいく必要があります。

「ごみ減量プロジェクト」は、日常の暮らしの中で経済的負担を伴わずに工夫をこらすことで、ごみの減量を目指すもので、ごみの発生抑制と分別の徹底による資源化を図り、 焼却処理されるごみの削減に向けて、市民や事業者と連携しながら、「ごみの発生」に対する気遣いを醸成します。

ごみ減量プロジェクトの展開イメージ





ごみ減量プロジェクトの役割分担

家庭、有志グループ、 市民団体 など

- ◆ごみ減量の実践
- ◆プロジェクトへの参加

市内協賛事業者

- ◆ごみ減量の実践
- ◆プロジェクトへの参加、協賛

プロジェクト事務局

- ◆プロジェクトの運営(参加呼掛け、表彰など)
- ◆ごみ減量についての情報提供・情報拡散、工夫・アイデアの PR

プログラム4

COOL CHOICE 運動の展開

本市では、低炭素社会実現のため、省工ネ・低炭素型の製品、サービス、行動など地球温暖化対策のあらゆる賢い選択を促す国民運動である COOL CHOICE 運動に 2014 年 10 月に賛同登録しました。

そこで、COOL CHOICE 運動の普及に向けて、市民、事業者及び市の協働による COOL CHOICE のイベント、PR 等を通年にわたって展開します。

既存のイベントを活用した COOL CHOICE の PR・周知のほか、本市の地域特性を生かしながら、子どもから大人まで誰もが楽しく参加できるイベントの企画・立案、実施を推進します。



COOL CHOICE 運動の展開イメージ

参加者(家庭、事業者、市民団体など)

- COOL CHOICE 運動の賛同登録
- 家庭、事業所、地域ぐるみでできる省工ネ行動の工夫・アイデアを実践
 - ・クールビズ(冷房時の室温 28℃など)・ ウォームビズ(暖房時の室温 20℃など)
 - ・省工ネ機器の買い替え(LED他、省工ネ機器への買い替え促進)

・エコドライブの推進 ・エコ住宅の普及促進 「COOL CHOICE」イベントの開催 • 既存イベントを活用した周知・PR の実施 ・「COOL CHOICE 運動 | 紹介ブース ・我が家のエコ取組自慢 優秀者の ・リユース食器の活用によるイベントごみ削 活動結果 参加 表彰 申认 報告 など 参加 子どもから大人まで楽しみながら参加できるイベ 呼掛け ント企画 ・「COOL CHOICE 運動」アイデアコンテスト 省エネグッズ ・路線バス、コミュニティバスで巡る「香取の魅 などの褒賞 力再発見しツアー ・「うちエコー実践講座 運営事務局 ・エコクッキング など 市内協賛事業者 市 連携



COOL CHOICE 運動の展開の役割分担

家庭、事業者、市民団体 など

- ◆COOL CHOICE 運動への賛同登録
- ◆COOL CHOICE の実践
- ◆イベントへの参加

市内協賛事業者

- ◆COOL CHOICE 運動への賛同登録
- ◆COOL CHOICE の実践
- ◆イベントへの参加、協賛

運営事務局

- ◆プロジェクトの運営(参加呼掛け、表彰など)
- ◆省工ネ行動についての情報提供・情報拡散、工夫・アイデアの PR

コラム:環境懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域ごとに環境の現状を把握するとともに広く市民の意見を計画に反映させるため、地区別に環境懇談会を開催しました。

次世代にすばらしい香取市を引き継ぐため、地域で残しておきたい自然、改善したい環境など、目標とする環境像について話し合いを行いました。

■いただいた主なご意見

ごみ減量について

- 〇分別の強化
 - ・個人・家庭での分別意識の向上
- 〇広報による情報提供
 - ・資源ごみの処理後の再生状況が不明
 - 分別方法の周知徹底が必要
- ○食品ロスの削減 など

河川の浄化・水循環について

- ○河川の水質
 - ・河川水質の悪化を実感している
 - ・水質について情報提供が必要
- ○対策
 - ・排水路の整備
 - ・合併浄化槽への切り替え促進

など

自然環境について

- 〇自然環境の保全
 - ・自然環境の豊かさに市民は気づいていない
- ・里山の保全が景観づくりにつながる
- 〇市民団体による活動
 - ・市と地元住民との連携が重要
 - ・参加者の高齢化 など

樹林等の管理について

- 〇耕作放棄地
 - ・少子高齢化により増加
- ・管理不足(担い手不足)
- ○道路上に伸びた樹木
 - ・管理不足(担い手不足)
 - ・管理を働きかけることが必要 など

■懇談会開催の様子





第6章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。そのため、香取市環境審議会をはじめ、市民、事業者及び市が協働して計画の推進に努めます。

1-1 香取市環境審議会

環境審議会は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されており、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成されています。

審議会では本計画の施策や推進方策に関して、年次報告書等による事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に答申します。

1-2 環境基本計画推進会議(庁内組織)

環境基本計画推進会議は、環境に関する市の施策を横断的に取り組み、本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織です。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握のほか、計画全体の進捗状況の結果をもとに施策の継続や見直しなどの検討も行います。

1-3 環境づくり会議(市民、事業者でつくる組織)

環境づくり会議は、環境活動の普及啓発を図るため、市民、事業者の意見や提言をとりまとめ、環境活動の実践や活動の輪を広げていきます。

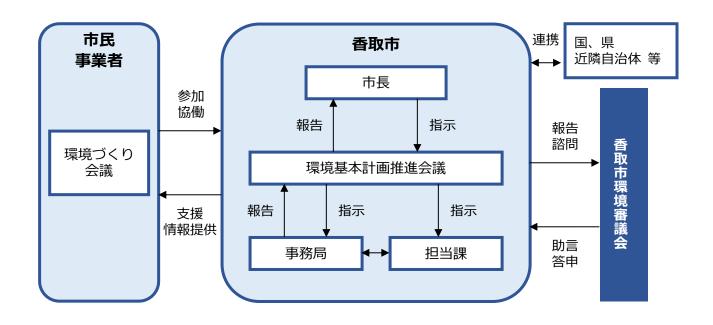
1-4 事務局(環境安全課)

事務局は、本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に環境審議会や環境基本計画推進会議で検討内容の取りまとめや、年次報告書や環境対策実施報告書の作成・公表を行います。

1-5 広域的な連携

地球温暖化や大気環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について国、県及び近隣の地方自治体等との連携を図ります。

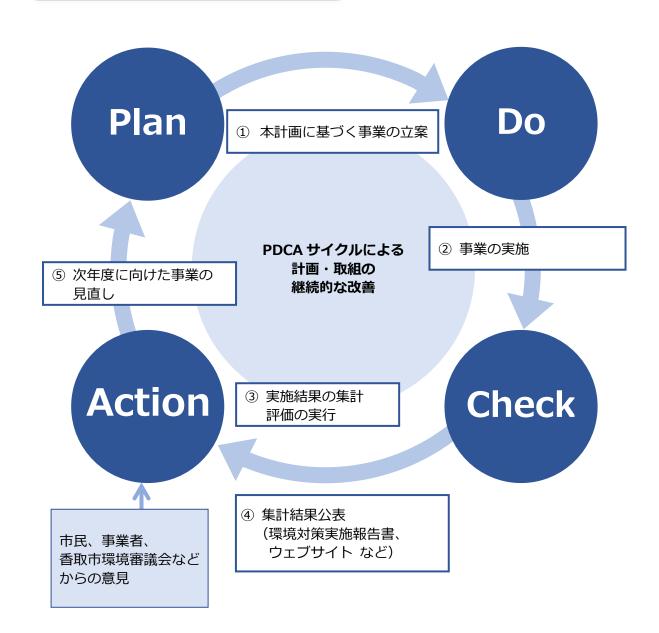
計画の推進体制



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民、事業者及び市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

PDCA サイクルによる計画の進行管理



参考資料

1 香取市環境基本条例

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 138 号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第8条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策等(第9条一第17条)

第3章 市民等の参加の促進(第18条―第21条)

第4章 地球環境保全の推進(第22条)

第5章 環境の保全の推進体制等(第23条・第24条)

附則

私たちの住む香取市は、水郷筑波国定公園の名の下に、水と緑の恵み豊かな自然環境に育まれ、長い歴史と伝統のあるまちとして、先人の英知とたゆまぬ努力を受け継ぎながら、明るく豊かでくらしよいまちを目指し、環境に配慮したまちづくりを進めてきた。

しかし、今日の社会経済活動は、生活の利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源・エネルギーを大量に消費し、環境に対する負荷を増大させ、生命の源である地球環境までも脅かすに至っている。

私たちは、環境が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムの在り方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する必要がある。

もとより、健全で豊かな環境の恵みを享受することは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、市の誇りである恵み豊かな環境を、将来の市民が享受できるよう健全なものとして保全し、継承することは、私たちの願いであり責務でもある。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の薫り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、市民の総意により、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の 汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼ す事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的 な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の 汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同 じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のた めの土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活 環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及び その生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の青務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が 廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供

その他の措置を講ずる責務を有する。

- 3 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、 これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する 環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境月間)

- 第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、 積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。
- 2 環境月間は、毎年6月とする。
- 3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。 (施策等の公表)
- 第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香取市 環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ香取市環境審議会の意見を 聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制等の措置 を講ずるものとする。
- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の 行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な 規制等の措置
- (2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- (3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか、又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制等の措置
- 2 前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第 12 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

- 第 13 条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより 環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び 研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措 置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

- 第 14 条 市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全 な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

- 第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 16 条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 17 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

第3章 市民等の参加の促進

(市民の意見の反映)

第 18 条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境の保全に関する学習の推進及び民間団体等が自発的に行う環境の保 全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 22 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第 23 条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

2 香取市環境審議会委員名簿

組織	氏 名	備考
	布施 修一	香取市医師会 監事
	高橋 茂	元香取市職員
学識経験者	高橋 勇夫	千葉県生物学会員、元高等学校長
	水越 正彦	日本野鳥の会会員、日本自然保護協会自然観察指導員
	井出 洋	ちば南部地域若者サポートステーションキャリアコ ンサルタント
	成毛 喜則	千葉県香取地域振興事務所 地域環境保全課長
関係行政機関	高馬 洋之	千葉県香取健康福祉センター 健康生活支援課長
	菅谷 浩己	千葉県香取土木事務所 管理用地課長
	礒辺 大暢	かとり市民環境ネットワーク 会長
+	金親 孝夫	水郷小見川観光協会 会長
市民代表	清水 和子	
	佐藤 昇	栗源ライオンズクラブ 幹事
	淺野 文男	佐原農業協同組合 代表理事組合長
	武田 好久	かとり農業協同組合 代表理事組合長
事業者代表	山本 一郎	ちば醤油株式会社 代表取締役会長
尹未白1\衣	菅井 國郎	佐原商工会議所 専務理事
	髙岡 正人	香取市商工会 会長 (~2018.5.18)
	髙木 和夫	香取市商工会 会長(2018.5.19~)

3 諮問

香 環 安 第 561 号 平成 30年 11月7日

香取市環境審議会 会長 布施 修一 様

香取市長 宇井 成一

第2次香取市環境基本計画(案)について(諮問)

香取市環境基本条例第9条第3項の規定により、第2次香取市環境基本計画(案)について、貴審議会にてご審議くださるようお願いします。

4 答申

平成31年2月20日

香取市長 宇井 成一 様

香取市環境審議会 会長 布施 修一

第2次香取市環境基本計画について(答申)

平成30年11月7日付け香環安第561号で諮問のありました第2次香取市環境基本計画(案)について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、市の望ましい環境像の実現に向け、 下記の事項に十分配慮されることを要望いたします。

記

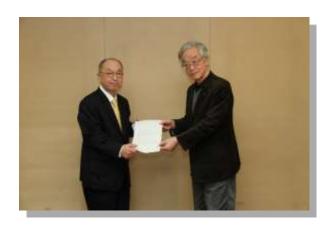
- 1 本計画の実行段階において、他の計画と整合するように、関係機関と連絡・調整を図ること。
- 2 本計画の実行段階において、市民の関心を高め、事業者の参加を促すように、より具体的な実践方法を検討すると共に、定期的かつ適切な進行管理に努め、その進捗状況を広く公開すること。

5 策定経過

日付	会議等	内 容	
2018/10/3	地区別環境懇談会	現状の課題、重点的に取り組むべ	
. ,	(栗源地区)	き分野など(参加者:3名)	
2018/10/4	地区別環境懇談会	現状の課題、重点的に取り組むべ	
2010/10/ 4	(山田地区)	き分野など(参加者:6名)	
2018/10/5	地区別環境懇談会	現状の課題、重点的に取り組むべ	
2016/10/3	(佐原地区)	き分野など(参加者:10 名)	
2019/10/0	地区別環境懇談会	現状の課題、重点的に取り組むべ	
2018/10/9	(小見川地区)	き分野など(参加者:11 名)	
2018/11/7	香取市環境審議会	諮問、素案の審議	
2018/12/17	パブロックコントを佐	丰安 △ ○辛日 芦传	
~2019/1/16	パブリックコメント実施	素案への意見募集	
2019/2/18	香取市議会全員協議会	計画案の説明	
2019/2/20	香取市環境審議会	計画案・答申案の審議、答申	



香取市環境審議会



香取市環境審議会における答申

6 前計画の検証

(1)評価の考え方

現行の『香取市環境基本計画(中間見直し)』で示されている環境目標が達成され、目標とする環境像である「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」へと繋がっているかどうか、総合的評価を実施する。

評価にあたっては、「環境指標」、「満足度平均点」^{※1}の2つの成果指標を用いる。 これにより、環境指標及び活動指標の定量的な目標に対する評価とともに、取組状況に 対する定性的な評価を加えた総合的評価を行う。

(2)評価基準

評価基準のうち、成果指標に関する2つの指標については、環境指標の達成状況及び環境に関する市民意識調査の結果をふまえ、A~Cの3段階評価とした。

評価基準

指標		示すもの	評価基準
成果指標 (実態評価)	環境指標	施策の実施状況	A: 目標値を達成 B: 取組を実施したが、目標値は達成 していない C:取組を実施したが、変化なし又は 悪化
	満足度平均点	施策の実施成果	A:2.00 点以上 B:1.75 点以上 2.00 点未満 C:1.75 点未満
総合評価		現行計画の見直しの必要性	A:現行計画の方針、事業を継続 B:現行計画の方針を継続しつつ、一 部の事業内容等を見直し C:現行計画の方針、事業内容等を再 検証

^{※1 「}市の環境の現状に関する満足度」評価については、香取市環境基本計画(中間見直し)策定時の市民アンケート 調査結果、平成27年度香取市市民意識調査の結果を使用。

満足度平均点の評価基準

評価ランク基準:「市の環境の現状に関する満足度」平均点

→満足率(満足+やや満足)3点、不満(やや不満+不満)1点とした場合のわからない、無回答を除く母数による平均点)

A: 2.00 点以上

B: 1.75 点以上 2.00 点未満

C: 1.75 点未満

●香取市環境基本計画(中間見直し)策定時の市民アンケート調査結果

TF 12	#D#	7)# 7 7	T-15 E-16
項目	満足率	不満率	平均点数
空気のきれいさについて	67.6%	19.8%	2.55
自然(森や林等)の豊かさについて	67.3%	18.1%	2.58
自然の景観について	59.8%	26.3%	2.39
まちなみや歴史的建造物の景観について	59.2%	22.1%	2.46
車の音などの騒音の少なさについて	52.2%	36.2%	2.18
身近に自然とふれあえる場について	48.3%	37.0%	2.13
ごみの分別や資源のリサイクル等の状況について	49.4%	35.5%	2.16
工場等からの公害の少なさについて	54.4%	17.5%	2.51
動物や植物の生息・生育の状況について	42.9%	27.2%	2.22
川、水路などの水のきれいさについて	23.0%	66.6%	1.51
町なかの歩きやすさ	23.3%	66.2%	1.52
地下水や湧き水の豊かさ	32.5%	37.0%	1.94
バス、鉄道等の公共交通機関について	18.2%	69.6%	1.42
たばこやごみのポイ捨て等の環境マナーについて	18.8%	68.0%	1.43
環境に関する情報の得やすさについて	15.2%	38.1%	1.57
太陽光等の新エネルギー導入について	18.8%	30.8%	1.76
環境教育・学習の開催状況について	18.8%	27.5%	1.81
		平均点	2.01

●平成 27 年度香取市市民意識調査結果

項目	満足率	不満率	平均点数
自然環境の保全	33.8%	11.1%	2.51
市街地の整備と歴史的景観の保存	27.5%	17.8%	2.21
公園・緑地・水辺空間の整備	31.4%	23.6%	2.14
交通安全対策の推進	24.0%	19.3%	2.11
市民協働によるまちづくりの推進	10.9%	10.3%	2.03
廃棄物処理・省資源対策の推進	19.5%	21.2%	1.96
下水道の整備	23.3%	26.9%	1.93
居住環境の整備	13.9%	26.2%	1.69
公共交通体制の整備	9.3%	39.4%	1.38
		平均点	2.00

(3)評価結果

環境目標 I 豊かな自然を生かした水と緑の環境づくり

評価結果	評価
広報等を活用した啓発活動、自然観察会などを継続的に実施しており、里山活動単	
体の人数も増加するなど施策の実施状況は良好である。	
また、市民の自然資源に対する満足度は高く、引き続き、より多くの市民の興味を	
引きつける活動内容の立案、親子連れが参加しやすい工夫などの改善を講じ、身近な	Α
自然環境の保全活動への参加率を高めていくことが求められる。	
また、市民の水環境への愛着の高さが伺えることから、引き続き、国及び県と協調	
しながら、河川水質の浄化に向けた現行の施策・取組を継続していく必要がある。	

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 30 年度)	評価
	里山活動団体の人数	242 人	250 人	290 人	В
	環境保全型農業直接支援の対象面積	2,886 a	7,474 a	5,000 a	Α
環境	耕作放棄地面積	516 a	502 a	480 a	В
指標	ホタルの生息地確認箇所数	30 箇所	30 箇所	35 箇所	В
	自然観察会などのイベント開催数	3回	3 💷	3回以上	Α
	鳥獣保護区面積	1,746 ha	1,746 ha	2,100 ha	В
	自然(森や林等)の豊かさについて	2.58	2.51	_	Α
	自然の景観について	2.39	2.51	-	Α
満足度	身近に自然とふれあえる場について	2.13	2.14	-	Α
平均点	動物や植物の生息・生育の状況について	2.22	2.51	-	Α
	川、水路などの水のきれいさについて	1.51	1.93	_	В
	地下水や湧き水の豊かさ	1.94	_	_	В

環境目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

評価結果	評価
公害対策においては、法令に基づく事業所・工場などへの指導・許可、立ち入り検	
査の実施のほか、大気汚染、騒音・振動、ダイオキシン類の監視・定期調査を実施中	
であり、大気環境をはじめとして概ね環境基準を達成しており、引き続き、環境基準	
の達成の維持に向けた取組を継続していく必要がある。	
しかしながら、河川水質においては、BOD などが環境基準未達成となっている河	В
川があり、計画策定時から大きな水質改善が見られない状況となっている。	
また、市民意見から水環境への愛着の高さが伺え、河川の浄化に対する施策要望も	
高くなっていることから、引き続き、国及び県と協調しながら、河川水質の浄化に向	
けた現行の施策・取組を継続していく必要がある。	

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 30 年度)	評価
	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率		100%	100%	Α
	一般環境浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率	100%	100%	100%	Α
	野外焼却等の指導件数	17件	30 件	25 件	В
1四1卒	生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成 率	62.5%	57.5%	65.0%	С
環境 指標	汚水処理人口普及率	55.6%	61.0%	60.0%	Α
	合併処理浄化槽設置補助金交付基数	3,080 基	3,252 基	3,450 基	В
	地下水調査環境基準達成率	81.1%	84.1%	100%	В
	騒音・振動の苦情対応件数	3件	2件	5件	Α
	自動車騒音に係る環境基準達成率	99.9%	99.5%	100%	В
	空気のきれいさについて	2.55	_	_	Α
	自然(森や林等)の豊かさについて	2.58	2.51	_	Α
満足度	車の音などの騒音の少なさについて	2.18	_	_	Α
平均点	工場等からの公害の少なさについて	2.51	_		Α
	川、水路などの水のきれいさについて	1.51	1.93	-	В
	地下水や湧き水の豊かさ	1.94	-	-	В

環境目標Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり

評価結果	評価
広報等を活用した啓発活動、クリーン作戦などを継続的に実施しており、自然景観	
や町並み景観に対する市民の満足度は高いことから、引き続き、現行の施策・取組を	
継続していく必要がある。	
なお、ごみのポイ捨て等の環境マナーや空き地、沿道の雑草の管理などについての	Α
関心が高いことから、引き続き、香取市環境美化条例に基づく啓発活動の実施や指導	
を強化していく必要がある。	

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 30 年度)	評価
環境	巨樹・巨木の調査回数	0 🗆	0 🛮	1回/5年	С
指標	雑草苦情による指導後の除去執行率	77.8%	71.8%	90%	В
	自然の景観について	2.39	2.51	_	Α
満足度 平均点	まちなみや歴史的建造物の景観について	2.46	2.21	_	Α
7-2);;;	たばこやごみのポイ捨て等の環境マナーに ついて	1.43	1.69	_	С

環境目標IV できることから少しずつ 一歩一歩取り組む環境づくり

評価結果	評価
ごみ減量を含む3Rの推進については、市民、事業者への継続的な普及・啓発活動	
の推進により、ごみ総排出量は減少しているが、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	
は改善が見られないことから、資源循環の質にも着目しながら、より一層の3Rの推	
進、普及・啓発活動の充実が必要である。	
市域から排出される温室効果ガスについては、2010年度以降は概ね増加傾向にあ	С
り、地球温暖化問題や省工ネ行動等について、市民、事業者に対する啓発活動を強化	
していく必要がある。	
公共施設から排出される温室効果ガスについては、減少傾向にあることから、現行	
の取組を継続していく必要がある。	

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 30 年度)	評価
	市民1人1日当たりのごみ排出量	1,000 g/人・日	1,016 g/人・日	950 g/人・日	С
	ごみのリサイクル率	15.5%	15.5%	18.0%	В
	集団回収による資源ごみ回収量	1,304 t	1,046 t	1,500 t	С
環境 指標	ごみの不法投棄指導件数	17件	11 件	10 件	В
	エコアクション 21 登録事業所数	3件	3件	6件	В
	公用車中のハイブリッド車・電気自動車 保有台数	3台	6台	8台	В
	太陽光発電設備の導入施設数	6件	15 件	15 件	Α
	太陽光発電設備の導入による CO ₂ 年間削減量	853 t -CO ₂	1,633 t -CO ₂	2,250 t -CO ₂	В
満足度 平均点	ごみの分別や資源のリサイクル等の状況に ついて	2.16	1.96	-	В
	たばこやごみのポイ捨て等の環境マナーに ついて	1.43	1.69	_	С
	太陽光等の新エネルギー導入について	1.76	_	_	С

環境目標V 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

評価結果	評価
市のウェブサイト等を通じた環境に関する情報提供や環境フォーラム等の環境イ	
ベントの開催、環境学習講座の開催などを継続的に実施しており、環境保全活動団体	
が増加するなど一定の成果が得られている。	В
しかしながら、市の環境に関する現状や施策の情報が伝わってこないといった市民	
意見があることから、周知方法や情報提供機会の拡充などの見直しが必要である。	

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 25 年度)	現在の値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 30 年度)	評価
	環境関連情報の発信数	98 回	123 回	110 🗆	Α
環境	環境に関する市民講座・イベント実施回数	3 💷	4 🗆	3回以上	Α
指標	環境保全活動団体数	25 団体	28 団体	30 団体	В
	協働による環境保全活動数	19 回	96 回	20 回以上	Α
満足度平均点	環境に関する情報の得やすさについて	1.57	ı	_	С
	環境教育・学習の開催状況について	1.81	2.03	_	Α

7 達成目標の指標一覧

基本目標 I

循環型社会の実現

~ごみを出さないライフスタイルを実践するまち~

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量	819g/人・日	1,039g/人・日
リサイクル率	33.0%	18.87%
集団回収による資源ごみ回収量	1,498 t	966 t

基本目標 II

安心・安全社会の実現

~快適な生活環境を未来に伝えるまち~

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%
自動車騒音環境基準達成率	100%	77.0%
河川 BOD 環境基準達成率	100%	62.5%
汚水処理人口普及率	現状値以上	61.7%

基本目標 Ⅲ

自然共生社会の実現

~生物多様性の恵みを未来に伝えるまち~

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
多面的機能支払制度加入面積	4,500ha	4,238ha
耕作放棄地面積	515ha	515ha
市民1人当たりの都市公園面積	9.62m²/人	6.63m²/人

基本目標 IV

低炭素社会の実現

~COOL CHOICE を実践するまち~

指標	目標値 (2030 年度)	現状値 (2013 年度)
市域から排出される温室効果ガス総排出量	531,676 t -CO ₂	718,865 t -CO ₂
市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量	656 t -CO ₂	1,093 t -CO ₂

基本目標 V

環境保全活動の拡大

~協働による環境活動を実践するまち~

指標	目標値 (2029 年度)	現状値 (2017 年度)
協働による環境保全活動数(住民自治協議会)	130 件	115 件
協働による環境保全活動数(事業者、ボランティア等)	10 件	5件

8 用語解説

【あ行】

安心・安全社会

安全が確保され、人々が安心して心豊かに、質の高い生活を営むことのできる社会のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11月に、環境問題に関する昨今のさまざまか動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

エコステージ

中小企業でも導入しやすい環境マネジメントシステム国内規格の一つ。ISO14001 と整合性が高く、さらに経営強化を図る有効なシステム。

エコチューニング

低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、 エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽 微な投資で可能となる削減対策も含め、設備 機器・システムを適切に運用することにより 温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素(CO_2)などの排出ガスの削減に有効とされている。

主な内容として、余分な荷物を載せない、 アイドリング・ストップの励行、経済速度の 遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控える、 適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

エネルギー基本計画

2002 年 6 月に制定されたエネルギー政策 基本法に基づき、政府が策定するものであり、 「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、 「環境への適合」というエネルギー政策の基本的な方 向性を示すもの。2018 年に第5次となる見 直しが行われ、エネルギー政策の基本である 「3E (安定供給、経済効率性の向上、環境へ の適合) +S (安全性)」の原則をさらに発展 させ、より高度な「3E+S」、2030 年に向け てエネルギーミックスの確実な実現を目指す こととしている。

エネルギーミックス

発電設備には水力、石油火力、石炭火力、 LNG(液化天然ガス)火力、原子力、太陽光 や風力等の様々な種類があり、それぞれの特 性を踏まえ、経済性、環境性、供給安定性な どの観点から電源構成を最適化することをい う。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素(CO_2)やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふっ化硫黄(SF_6)、三ふっ化窒素(NF_3)の7種類としている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種でマングース、ブラックバス、アメリカシロヒトリなどが知られている。

外来種のうち、移入先の生態系等に著しい 影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼 び、これらは自然状態では生じ得なかった影 響を人為的にもたらすものとして問題となっ ている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼させると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO_2)や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源であるため、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの開発や、クリーン化の技術開発が進められている。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

環境基本計画

環境基本計画とは、環境基本法第 15 条に 基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期 的な施策の大綱等を定めるもの。2018 年に 第五次計画が閣議決定された。

『第五次環境基本計画』は SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画。 SDGs の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の 責務を明らかにするとともに、環境の保全に 関する施策の基本となる事項を定めることに より、環境の保全に関する施策を総合的かつ 計画的に推進し、もって現在及び将来の国民 の健康で文化的な生活の確保に寄与するとと もに人類の福祉に貢献することを目的」とし ている。

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、 学校、職場、地域その他のあらゆる場におい て、環境と社会、経済及び文化とのつながり その他環境の保全についての理解を深めるた めに行われる環境の保全に関する教育及び学 習のこと。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、 環境を保全する上で支障をきたすおそれのあ るものをいう。工場からの排水、排ガスのほ か、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の 排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆ る場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画 (Plan)をたてて実行 (Do) し、点検評価 (Check)、見直し (Action)を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策。「緩和策」に対して、 地球温暖化の影響による被害を抑える対策を 「適応策」という。

気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

気候変動適応法

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。2018 年 12 月施行。

グリーン経営認証

環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者(トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫)に対する認証制度。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。平成13年、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)が制定されている。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。 ノー上着等の軽装スタイルがその代表。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる(光化学スモッグ)。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

固定価格買取制度

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再使用 (リユース)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再資源化(リサイクル)

廃棄物等を「原材料」として再利用するこ と。

里山

奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、 さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に 沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自 然に調和したものとし、様々な自然とのふれ あいの場や機会を確保することにより、自然 の恵みを将来にわたって享受できる社会のこ と。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。『第四次循環型社会形成推進基本計画』においては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げている。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。日本国内における「食品ロス」による廃棄量は500万トン~800万トンとされ、我が国におけるコメの年間収穫量(平成24年約850万トン)に匹敵し、日本人1人当たりに換算すると、"おにぎり約1~2個分"が毎日捨てられている計算になる。

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物 を取り巻く非生物的な環境(無機物)が相互 に関係しあって、生命(エネルギー)の循環 をつくりだしているシステムのこと。

空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる 生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活 様式をみせている。このような生物の間にみ られる変異性を総合的に指す概念であり、現 在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみ ならず、生命の進化・絶滅という時間軸上の ダイナミックな変化を包含する幅広い概念で ある。

生物多様性条約など一般には、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々 な生態系の存在=生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する=種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる =遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成 20 年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「愛知目標」の達成に向けた日本のロードマップで、年次目標を含む日本の国別目標(13 目標)とその達成に向けた主要行動目標(48 目標)を定め、目標の達成状況を測る指標(81 指標)を設定している。また、2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、生物多様性を社会に浸透させる、地域における人と自然の関係を見直し再構築する、森・里・川・海のつながりを確保する、地球規模の視野を持って行動する、科学的基盤を強化して政策に結びつける、という「5つの基本戦略」を設定している。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をいい、プラスチックや漂白された紙を燃やした場合など、廃棄物の焼却過程で主に生成される毒性の強い物質。分子構造の違いによって、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があり、それぞれ異なる毒性をもっている。急性毒性、慢性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性、催奇形性があると考えられていて、具体的には心筋障害、肝臓の代謝障害、免疫異常、子宮内膜症などの影響のおそれがある。

太陽光発電

シリコン、ガリウムヒ素、硫化カドミウム 等の半導体に光を照射することにより電力が 生じる性質を利用して、太陽光によって発電 を行う方法のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO_2)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成28年5月閣議決定。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素(CO_2)排出量の削減を実現した社会のこと。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、 発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。

動物由来感染症

動物から人に感染する病気の総称。「動物由来感染症」は、世界保健機構(WHO)で確認されているだけでも200種類以上あり、日本でも数十種類程度が存在するとされている。感染する病原体(ウィルス、細菌、寄生虫など)によって、人も動物も重症になる病気、人は軽症でも動物は重症になる病気、動物は無症状で人は重症になる病気など様々な症状がある。

【な行】

燃料電池自動車

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、 直接電気を発生させる装置で、発電の際には 水しか排出されないクリーンなシステムであ る。燃料電池自動車は、搭載した燃料電池で 発電し電動機の動力で走る車を指す。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源 のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生 ごみ、木くず、もみがら等がある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、 それぞれの利点を組合わせて駆動することに より、省エネと低公害を実現する自動車。

発生抑制 (リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたる全ての段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

パリ協定

平成27年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。

なお、本計画では市街地の気温がアスファルトなどによる地表の被覆の人工物化、自動車や空調機による人工排熱の増加などにより、周辺の農地や集落地に比べて高温を示す意味で用いている。

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素 (CO_2) を 抑制するまちづくり。

具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車等の都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。また、二酸化炭素(CO2)の吸収源となるみどりを保全・創出し、緑化等によってヒートアイランド現象を緩和させ、二酸化炭素(CO2)の排出を抑制するまちづくりのこと。

メガソーラー

出力 1 MW (1,000kW) 以上の大規模な太陽光発電施設。建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

【英数】

BEMS

Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システムのこと。

COOL CHOICE 運動

2030 年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な 照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なア クションを実践するというライフスタイルの 「選択」を促す取組である。

COP

締約国会議(Conference of the Parties)を意味し、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

ESCO 事業

省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO事業導入による省エネルギー効果(光熱水費の削減分)をESCO事業者が保証し、これが実現されなかった場合は、顧客が被る損失をESCO事業者が補填する契約を結ぶことが特徴。

HEMS

Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)。昭和 63 年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (social networking service)。人と人との つながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

Facebook、LINE などがある。

ZEB

Net Zero Energy Building の略称であり、 ビルの断熱性・省エネ性能を上げるともに、 太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス 「ゼロ」となるビルのこと。

ZEH

Net Zero Energy House の略称であり、 住宅の断熱性・省エネ性能を上げるともに、 太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス 「ゼロ」となる住宅のこと。

3R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Reduce(リデュース:排出抑制)」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle(リサイクル:再生利用)」の頭文字をとったもの。

第2次香取市環境基本計画

2019年3月

発行: 千葉県香取市

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話:0478-54-1111(代表)

URL : http://www.city.katori.lg.jp/

編集:生活経済部環境安全課

